

## 参 考 资 料

- 資料 1-1 文化財保護法改正の概要（文化庁）
- 資料 1-2 文化財保存活用地域計画等の策定に関する指針概要（文化庁）
- 資料 1-3 文化財保存活用地域計画レイアウト案（文化庁）
- 資料 2-1 大阪府文化財保存活用大綱概要（大阪府）
- 資料 2-2 第4次交野市総合計画基本構想と実施計画書 抜粋（交野市）
- 資料 2-3 市長戦略 2019-2022 抜粋（交野市）
- 資料 2-4 交野市教育大綱 2020～2024 年度 抜粋（交野市）
- 資料 2-5 交野市生涯学習基本計画と教育施策 抜粋（交野市教育委員会）
- 資料 2-6 交野市学校教育ビジョン 抜粋（交野市教育委員会）
- 資料 3-1 交野市都市計画マスタープラン 抜粋（交野市）
- 資料 3-2 交野市産業基本計画 抜粋（交野市）
- 資料 3-3 交野市地域防災計画 抜粋（交野市防災会議）
- 資料 3-4 交野市業務継続計画 抜粋（交野市）
- 資料 4-1 交野市内指定文化財一覧
- 資料 4-2 交野市文化財関係出版物一覧
- 資料 4-3 文化財講演会・展示会一覧
- 資料 5 交野市文化財保存活用地域計画作成スケジュール
- 資料 6-1 交野市文化財保存活用地域計画協議会条例
- 資料 6-2 交野市文化財保存活用地域計画協議会委員名簿
- 資料 6-3 文化財保護法 抜粋

# 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

**趣旨** 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かすにつつ、地域社会総力がかかり、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

## 概要

### 1. 文化財保護法の一部改正

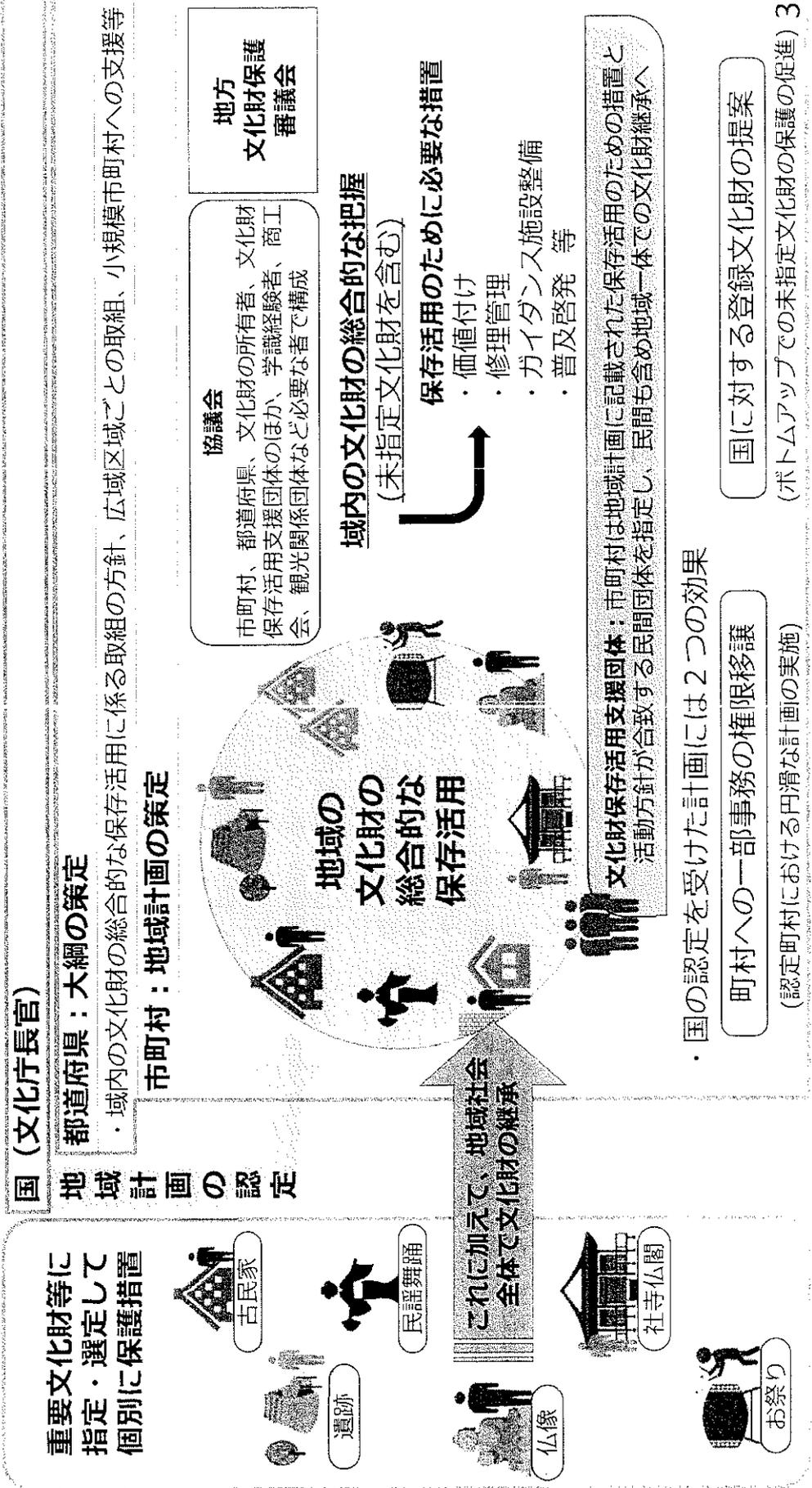
- (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用
- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に關する総合的な施策の大綱を策定できる 【第183条の2第1項】
  - ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に關する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】
- 【計画の認定を受けることによる効果】
- ・ 国の登録文化財とすべき物件を提案できるとし、未指定文化財の確実な継承を推進 【第183条の5、第184条の2】
  - ・ 現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進
- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる 【第192条の2、第192条の3】
- (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し
- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる 【第53条の2第1項等】
- 【計画の認定を受けることによる効果】
- ・ 国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
  - ・ 美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）
- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る 【第31条第2項等】
- (3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し
- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする 【第190条第2項】
  - ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする 【第191条第1項】
- (4) 罰則の見直し
- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等 【第195条第1項等】
- 地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする 【地教法第23条第1項】

成立	平成30年6月1日	公布	平成30年6月8日	施行期日	平成31年4月1日
----	-----------	----	-----------	------	-----------

# 改正文化財保護法による新たなスキーム(イメージ)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

## ①地域における文化財の総合的な保存・活用



## ② 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

### ○ 個別の文化財の保存活用計画の国の認定

国：文化庁長官

認定  
所有者・管理団体：保存活用計画の作成

「H〇〇家住宅」  
保存活用計画

「〇〇窓屏風」  
保存活用計画

「〇〇城跡」  
保存活用計画

等

#### 【計画の認定を受けることによる効果】

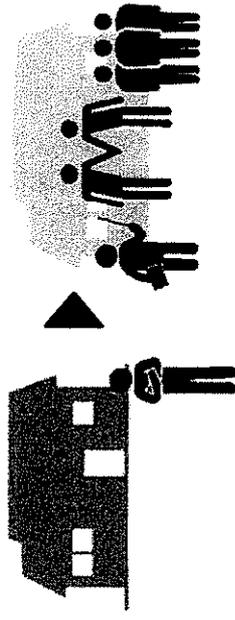
- ・ 国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・ 美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

### ○ 所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるように要件拡充する

所有者単独で保存活用の取組

所有者の取組を積極的にサポート



### ③ 地方文化財行政の推進力強化

- ・ 地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、**条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようにする**
- ・ ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、文化財保護法において任意設置となっている地方文化財保護審議会の設置を必須とする



# 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針【概要】

## 指針の位置付け

平成30年の文化財保護法（以下「法」という。）の改正により、新たに制度化された（1）都道府県による文化財保存活用大綱の策定、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、（3）市町村による文化財保存活用支援団体の指定、（4）所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等に関して、その作成・推進等が円滑に進むよう、作成等に当たっての基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項等を示したもの。

## 指針の主な内容

### 1. 文化財保存活用大綱

○大綱は、各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。

○大綱には、以下に掲げる内容を基本的な記載事項として定める。

- ①文化財の保存・活用に関する基本的な方針、②文化財の保存・活用を図るために講ずる措置  
③域内の市町村への支援の方針、④防災・災害発生時の対応、⑤文化財の保存・活用の推進体制

○策定の際は、文化財の専門家や所有者、民間団体関係者、市町村の文化財担当者等の意見を聴くとともに、関係部局と情報共有を図るなど適切に連携することが望ましい。

### 2. 文化財保存活用地域計画

○地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。

○地域計画には、以下に掲げる内容を記載事項として定める（法第183条の3第2項各号）。

（第1号関係）[当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針]

- ①当該市町村の概要、②当該市町村の文化財の概要、③当該市町村の歴史文化の特徴、  
④文化財の保存・活用に関する課題、⑤文化財の保存・活用に関する方針

（第2号関係）[⑥当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容]

（第3号関係）[⑦当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項]

（第4号関係）[⑧計画期間]

（第5号関係）[文部科学省令で定める事項] ⑨文化財の保存・活用の推進体制等

（その他、必要に応じて任意で定めることができる事項）

- ⑩関連文化財群に関する事項、⑪文化財保存活用区域に関する事項、⑫認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容、⑬その他の事項

○作成の際は、協議会を設置して多様な関係者の意見を踏まえることが望ましい。協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できる。また、地方文化財保護審議会の意見聴取を行うほか、パブリックコメント等により住民意見の反映に努めることが必要。

○文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要（法第183条の3第5項各号）。

（第1号関係）[当該地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること]

- ・計画期間内に実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

（第2号関係）[円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること]

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・措置の実施スケジュールが明確であること
- ・認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていること

（第3号関係）[大綱が定められているときは、当該大綱に照らして適切なものであること]

### 3. 文化財保存活用支援団体

- 支援団体は、市町村が地域の民間団体と連携・協力していくパートナーシップを結ぶことにより、地域の多様な主体を文化財に関する各種施策の推進主体として位置付けたもの。
- 支援団体には、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体などが指定されることが考えられる。
- 指定の際は、定款や事業計画書、財務諸表等により、団体の組織・資金等の面を確認することが必要。また、市町村と支援団体は適正な役割分担のもとに円滑に連携するため、定期的に意見交換の場を設けるなど、認識の共有を図りながら取組を進めることが望ましい。
- 個人・法人が重要文化財や重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を一定の支援団体に譲渡する場合、譲渡所得の課税の特例等を受けることができる。

### 4. 保存活用計画

- 保存活用計画は、個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画である。
- 保存活用計画には、文化財類型に応じた記載事項を定める。

#### 【重要文化財（建造物）の場合】

（当該重要文化財に関する基本的な事項）

- ①当該重要文化財の名称・所在地等、②当該重要文化財の所有者・管理団体等、③保存活用計画の対象とする区域、④当該重要文化財の概要・価値等

（当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

- ⑤保存の現状と課題、⑥活用の現状と課題、⑦保存管理に関する事項、⑧環境保全に関する事項、⑨防災・防犯に関する事項、⑩活用に関する事項、⑪保護に関する諸手続

（計画期間）⑫計画期間

（必要に応じて任意で記載する事項）

- ⑬現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に関する事項、⑭修理に関する事項

- 作成の際は、地方公共団体の文化財担当部局や文化財の専門家等の指導・助言を求めたり、意見を聴きながら作成することが考えられる。

- 文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要。

（保存活用計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること）【全類型共通】

- ・文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）【全類型共通】

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・措置の実施スケジュールが明確であること

（大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること）【全類型共通】

- ・保存活用計画の内容が大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものとなっていること

（現状変更等に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物】

- ・現状変更等の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

（修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財】

- ・修理の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

（公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財（美術工芸品）、登録有形文化財（美術工芸品）】

- ・当該寄託契約に、寄託先美術館・博物館で当該美術工芸品を適切に公開する旨の定めがあることや、5年以上の期間にわたって有効な契約であることなど

## 目 次

## 序章

1. 計画作成の背景と目的
2. 計画期間
3. ●●町文化遺産（仮）の定義【任意】

## 第1章 当該市町村の概要

1. 自然的・地理的環境
  - 1-1 ●●●町の位置・面積
  - 1-2 地名
  - 1-3 地形・地質
  - 1-4 気候
  - 1-5 生態系
  - 1-6 景観
2. 社会的状況
  - 2-1 人口動態
  - 2-2 産業
  - 2-3 土地利用
  - 2-4 交通
3. 歴史的背景
  - 3-1 先史
  - 3-2 古代
  - 3-3 中世
  - 3-4 近世
  - 3-5 近代
  - 3-6 現代

## 第2章 ●●町の文化財の概要と特徴

## 第3章 ●●町の歴史文化の特徴

## 第4章 文化財の保存・活用に関する方針

1. 既存の文化財調査の概要
2. 文化財の保存・活用に関する課題
3. 地域計画の位置付け
4. 文化財の保存・活用に関する方針
5. 計画の進捗管理と自己評価の方法
6. 関連文化財群に関する事項【任意】
7. 文化財保存活用区域に関する事項【任意】
8. その他の事項【必要に応じ】

## 第5章 文化財の保存・活用に関する措置

1. 文化財の保存・活用に関する措置
2. 関連文化財群の保存・活用に関する措置【任意】
3. 文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置【任意】

## 第6章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 市町村の体制
2. 事務処理特例の適用を希望する事務の内容【任意】

## 【別添資料】

- ・ 文化財リスト
- ・ (表○) 既存調査一覧
- ・ (表△) 調査の進捗状況

●第1章と第2章の内容を前提として、第3章の歴史文化の特徴や第5章の関連文化財群のストーリー・文化財保存活用区域のエリアを記載する。

●そのため、第1章及び第2章には、歴史文化の特徴や第5章の関連文化財群・文化財保存活用区域に関わる事項を中心に記載すること。

●関連文化財群と文化財保存活用区域は、文化財をストーリーやエリアにより関連づけ、パッケージとして保存と活用を図るためのもの。

●域内の文化財にまつわる個性や特徴全般については第3章の歴史文化の特徴に記載。

●関連文化財群や文化財保存活用区域は文化財をパッケージとして保存・活用することを前提に設定すること。



大阪府の状況 (第1章)

大阪を取り巻く現況

持続可能な地域づくり

大阪の成長飛躍

次世代を担う人材育成

地域力の維持、全員参画  
社会の実現をめざす取組

大阪・関西万博等を契機と  
する誘客、都市魅力の向上

子どもたちの豊かでたくまし  
い人間性のはぐくみ、高度人  
材の育成

災害対応力の強化

SDGsの達成

大阪北部地震などを教訓と  
する防災対策、災害発生時  
の対応力強化

SDGs先進都市をめざす取組  
ターゲット11.4 文化遺産  
保全の取組

大阪における文化財の保存・活用の課題

保存

- 文化財調査とそれに基づく適切な指定等
- 維持管理・保存修理等 (特に個人所有の文化財における継続的な維持管理)

活用

- 歴史や文化財に興味関心のない人に対して文化財を知ってもらう機会を作り、文化財への理解につなげる取組の促進
- 保存に悪影響が生じないようバランスのとれた保存・活用のあり方の構築
- 地域住民の理解向上

人材

- 専門職員の確保と継続的配属/所有者の情報共有の場の整備/幅広い担い手確保
- 条例未制定自治体への対応/各種計画の策定による施策の実施

事例・計画

- 経費負担のあり方を含めた、持続可能な保存・活用の仕組みづくり

めざすべき姿・基本理念・基本方針 (第2章・第3章)

歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪

基本理念

めざすべき姿

1 文化財の適切な保存・活用による次世代への確実な継承

2 文化財の適切な保存・活用による継続的な地域の維持発展

基本方針1 文化財を確実に保存する

基本方針2 文化財の価値を伝え、活かす

基本方針3 地域社会全体で文化財の保存と活用を支える

- 1-1 個々の文化財を確実に保存する
- 1-2 文化財を面的に保存する

- 2-1 文化財の価値を分かりやすく伝える
- 2-2 文化財を核とした取組により地域の発展に貢献する

- 3-1 地域社会全体で支えるための基盤をつくる
- 3-2 文化財の保存・活用を支える人材をつくる
- 3-3 社会状況に対応した仕組みをつくる

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 (第4章)

文化財の保存・活用における役割

国 わが国にとって重要な文化財の指定等/府・市町村・所有者等に対する指導/経費の補助

- 府 ①広域的な文化財の保存・活用の施策
- ②市町村に対する支援 (国との調整/専門的・技術的な指導・助言/職員の他方向上/計画策定支援/経費支援 等)
- ③所有者等に対する支援 (広域自治体として市町村の実情を踏まえた支援)

市町村 文化財にとって最も身近な行政組織としての施策実施/施策実施のための体制整備/所有者等に対する支援

所有者等 国・府・市町村の支援を得ながら自ら行う文化財の維持管理、保存修理、公開等

府が取り組む事項

【支援】 市町村・所有者等に対する支援

- 【保存】 ①文化財の把握 (未指定文化財を含む)
- ②適切な保存措置の実施
- ③保存措置を講じた文化財に対する状況の把握
- ④府が保有する文化財の適切な保存

【活用】 ①活用拠点の運営 (府立博物館)

- ②府が保有する文化財の活用
- ③情報発信と活用方策の創出 等

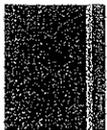
【人材・仕組み】 ①人材 (専門職員・所有者等・民間団体等) の確保と育成

②保存・活用の新たな仕組みづくり  
(多面的な価値を生み出す取組/担い手/経費負担) 等

防災・防犯および災害発生時の対応 (第5章)

文化財の保存・活用の推進体制 (第6章)





第四次  
交野市総合計画  
基本構想

みんなの  
“かたの”  
基本構想

(みんなが仲良し元気なかたの) 小塚紗希さん

わたしから始まりあなたへとつづく“かたのサイズ”なまち暮らし

Katano

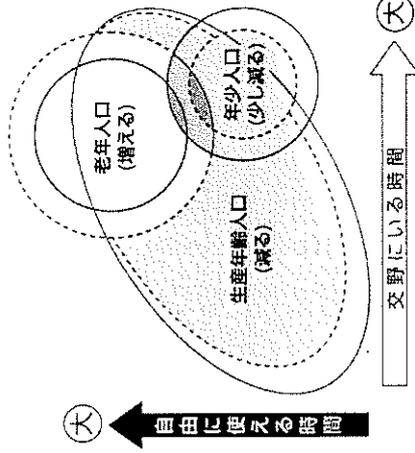
2011年度 ▶ 2022年度  
(平成23年度～平成34年度)

2040年

ありがとう たいじょうぶ?  
やさしいとは何か こだまする  
こどもも おとも  
あじいちゃんも おばあちゃんも  
かいこくのひとも かたのぶいゆうなひとも  
みんなほかよくらしている  
みどりかたくさんのこつてで どこでもいけるよくるまは  
みんなほかよしかたのしほ みらいをきつといいところ



### <人口のとらえ方>



時間については、交野にいる時間が多く、自由に使える時間が多い人ほど、交野の活力源となりうるという考えです。

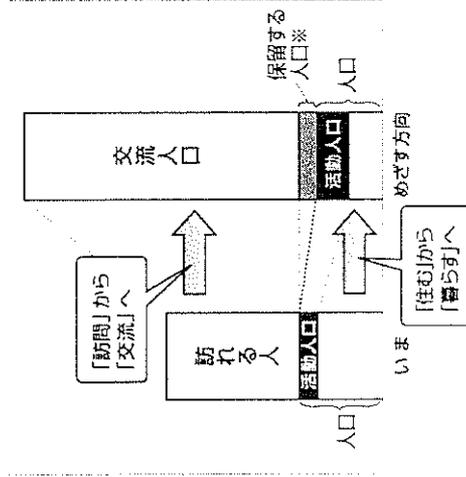
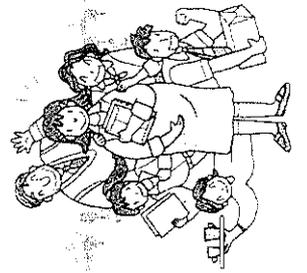
これまで「かたの」に関わって活動する人、これを【活動人口】としてとらえます。老年人口の伸びは、活動人口の伸びの可能性でもあります。活動する人を増やし、すでに活動している人は、その活動時間を少し増やします。

生産年齢人口の減少は、労働機会を市内に生み出していくことで、交野での時間と自由時間を増やします。活動可能な時間を増やします。年少人口も減りますが、その活動にまちとの関わりを増やすことで、活力を増進します。このようにして活動人口を増やしていきます。

次に市外からの訪問者やインターネットなどの情報媒体を通じた訪問者を【交流人口】としてとらえます。こうした方々を「かたの」の「読者」として、その共感を呼び、交流を増やし、「かたの」に力をもたらし続けてくださるようになります。このようにして、従来の人口規模の概念を変える取り組みにより、みんなの「かたの」の夢を実現するための力としていきます。

### <人口のめざす方向>

なお、総人口、人口構成に対しては、行政が取り組めるものとして、新たな市街地開発が考えられますが、社会経済状況や交野の財政事情を踏まえると自ら積極的な投資は行いません。しかし、民間開発動向や地権者意向を踏まえて、計画的な土地利用の誘導策を講じることを前提に、この構想策定時の人口規模程度の確保は、その可能性を保有しておきます。



※滞在する人口：まだ具体的ではないが、新たな市街地の創出などにより生み出される可能性を見込んだ人口

### 空間形成

交野のまちの構造は、大きく山地区と市街地区に分かれています。そのうち市街地区には、京阪交野線、J団学研都市線、天野川、第二京阪道路といった特徴的な構造をなすものがありますが、全体として、中心的なまちなみもなく、旧集落、農地、新住宅地、事業所などが、集積するでもなく、混在するでもなく、ほごよい関係性を保ちながらまちを形成しています。こうした構造を踏まえ、あるものを活かしたまちの環境の基本的な方向を示します。

#### ● 生命の空間

山地区は市民共有の財産として、これまでも大切にしてきました。これからも可能な限り自然のままに残し、生命感があふみ出される空間として維持していきます。

#### ● 暮らしの空間

市街地区は、住宅開発が進行中、古い建物や道筋、農地など、どこか田舎らしさを感じさせるとともに、川やため池などの水辺のホットとする空間があります。こうしたさりげない空間を大切にするとともに、そこで様々な活動が展開され、暮らしのあり様が五感をほどよく刺激するような環境を創出していきます。

#### ● 交流の空間

第二京阪道路は、車のみならず、自転車、歩行者の高規格な空間が創出されており、たくさん交流が生まれるよう活用していきます。また、治道の土地利用についても、新たな都市機能の創出が見込まれる場合には、周辺との調和を図りつつ計画的な誘導を図ります。

#### ● 賑わいの空間

主要駅周辺においては、その立地特性を活かし、人が賑わうような空間としての活用をしていきます。

#### ● 事業の空間

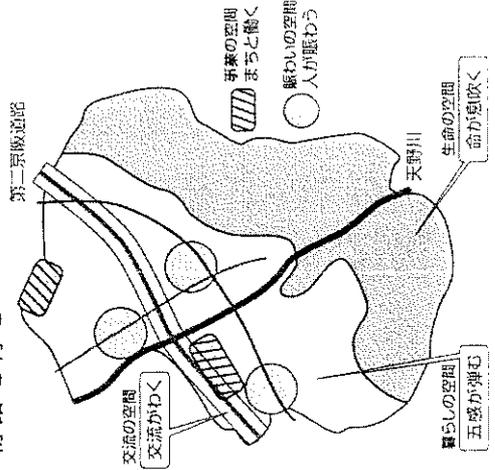
工業系を中心とする事業空間は、近くで働くことができ、その事業活動がまちにも還元されていく暮らしとのかわりかき深いところであり、より一層まちとのつながりを深め、全体で事業活動を盛り上げていくような空間として創出していきます。

#### ● 物語を育むまち

まち全体が醒し出す風土を大切に、営みやまちなみ、歴史文化といった様々な要素を活かして、住む人、訪れる人、それぞれの物語が育まれるようなまちとなるように、ほどよくしつらえていきます。

### <空間形成の基本方向>

#### 物語を育む



## <暮らしの夢から“かたのサイズ”をめざす像までの流れ>

### 暮らしの夢

5. 地域の歴史や自然と親しみ、もてなしの心をもった暮らし

私は、市民大学講座で、交野の歴史について学んだ。

講座の卒業生でグループをつくり、来訪する外国人観光客を、古い町並みや道の駅などに案内するボランティアサイトの勉強もはじめた。交野の歴史資源を自分達で回って調べたり、山や川など地域の環境について学び、知識を増やしている。

おいしい食べ物やお店の紹介もしている。

(女性)

退職したら田舎暮らしをしようと思っていたら、里山地区で民泊プロジェクトが始まった。練習をかねて参加することにした。地域のさまざまな資源を外の人にどうアピールするかが私の役割になった。

ビジネスとして成立するように、農家の人や事業者、行政の人、大学の研究者などいろいろな人が関わっていて、知恵を出し合っている。

新しい案内ツールをつくって、交野を楽しんでもらいたいと本当に思えるようになってきた。

(50歳代男性)

春休みに「交野かるた」をもつてまちを歩くウォークラリーがあった。配られた5枚のかるたに書いてある場所を、友達と自転車を探し回った。

ポイントとなっている場所につくと、お年寄りの人が待っていて、かるたの内容や史跡の説明をしてくださった。昼は焼き出しがあり、交野産のおにぎりと豚汁がとても美味しかった。

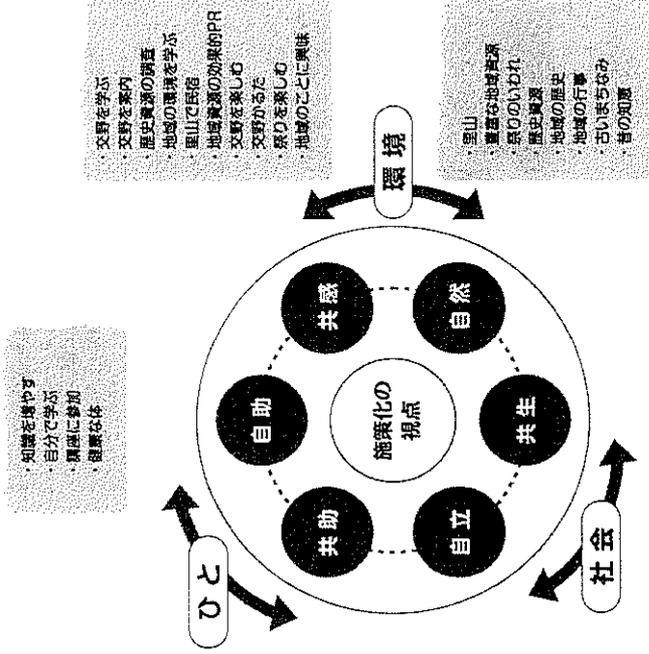
とても疲れたけど、楽しかった。

(小学生)

父が腰を痛めて地元の祭の手伝いができなくなり、代わりに僕が行くことになった。何をしたらいいかわからず、言われるままに動いた。僕は重いものを選んで、高齢の人は手際良く仕事され、あっという間に準備ができた。手伝いをしながら、祭のいわれや地域の歴史を話してもらった。

祭の当日は友達を誘って出かけた。「よう来た」といって法被をくれた。「高校生も頼りになる。ありがたう。来年も来て。」と言ってもらえた。嬉しかった。そして少し地域のことも興味が出てきた。

(男子高校生)

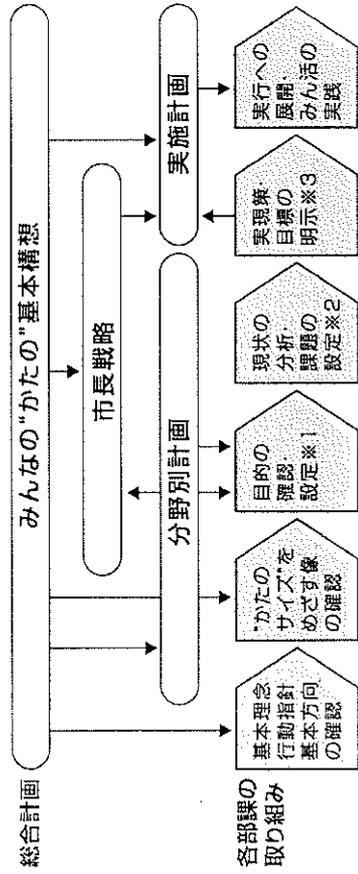


・地元食材  
・店の紹介  
・異業種の関わり  
・知識の交換  
・新しい案内ツール

パターン化

No.	“かたのサイズ”をめざす像
34	新たな物語や話題などが、まちを舞台にして生まれている
35	まちの魅力が一層かがやくように、効果的に情報発信している
36	人それぞれにまちの魅力を感じ取りコミでとんどん瓜がっている
37	歴史や文化財に触れてまちの魅力を確認している
38	まちをいろんな角度から学び、体験することができる
39	地域ごとに豊かな個性があり、地元で愛着を持っている
40	まちのあるものを探して、磨いて、魅力を生み出している
41	まち中に、心地よいおもてなしのしつらえや雰囲気がある
42	案内や散策ルートが多形で、気軽にまち歩きが楽しめる
43	一年を通じてイベントがあり、それにつながりあって面白い

基本構想実現への展開（行政編）



※1目的の確認・設定

部長宣言

項目	内容
1	基本理念・行動指針・基本方向の確認
2	“かたの”サイズをめぐす象の確認
3	目的の確認・設定
4	現状の分析・課題の設定
5	実現策・目標の明示
6	実行への展開・みんな活の実践

※2現状の分析・課題の設定

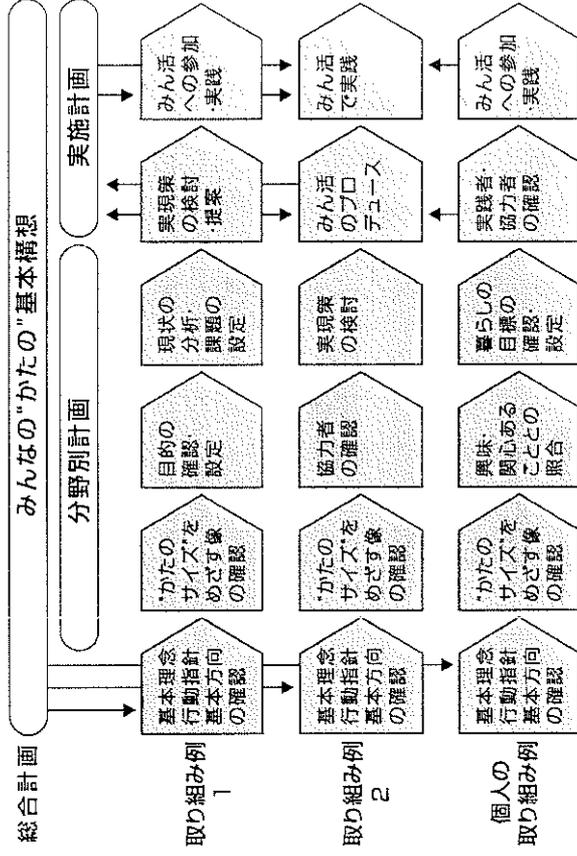
施策基本シート・組織基本シート

項目	内容
1	基本理念・行動指針・基本方向の確認
2	“かたの”サイズをめぐす象の確認
3	目的の確認・設定
4	現状の分析・課題の設定
5	実現策・目標の明示
6	実行への展開・みんな活の実践

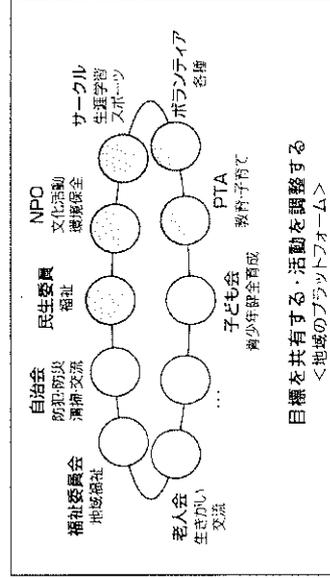
※3実現策・目標の明示

項目	内容
1	基本理念・行動指針・基本方向の確認
2	“かたの”サイズをめぐす象の確認
3	目的の確認・設定
4	現状の分析・課題の設定
5	実現策・目標の明示
6	実行への展開・みんな活の実践

基本構想実現への展開（市民・事業者編）



活用できるまちづくり道具



第四次交野市総合計画基本構想

みんなの“かたの”基本構想

**令和2年度**

**実施計画書**

<b>施策 5</b>		<b>文化財保護の充実</b>
“かたのサイズ”をめざす像(主なもの)		37 歴史や文化財に触れてまちの魅力を再確認している 35 まちの魅力が一層かやくように、効果的に情報発信している 26 いつでも身近なところで学びや活動、体験ができる
目的		我々の祖先が築き、今まで連続と守ってきた文化遺産や伝統文化を次世代に継承していくために、適切な保存と活用を図り、市民の理解と愛護意識を高めるとともに、ボランティアなどとの協働のもと、文化財保護活動を推進する。
今年度の目標		交野市文化財保存活用地域計画の策定準備を進める。 市指定文化財「私部城跡」については、さまざまな広報活動を通じて城の周知を行う。
関連する法令等	法令	文化財保護法
	条例・規則	交野市文化財保護条例、交野市文化財保護条例施行規則
	計画	交野市生涯学習基本計画
	要綱等	交野市指定文化財保存事業費補助金交付要綱、交野市文化財保存事業費補助金交付要綱
	業務マニュアル	埋蔵文化財窓口対応マニュアル
	ネットワーク	文化財審査委員、文化財保護委員、文化財愛護推進委員、ボランティア(歴史解説・和わた)

<b>事業 1</b>		<b>埋蔵文化財発掘調査の実施</b>	<b>活動指標</b>		<b>R2年度目標</b>	<b>R1年度見込</b>	<b>H30年度実績</b>
維持・継続	概要	埋蔵文化財を保護・活用するため発掘調査及び報告書作成を行う	1	調査件数	10件	10件	12件
			2	報告書冊数	2冊	2冊	2冊
	国府補助	文化財関係国庫補助金	予算・決算額(歳出)		5,229千円	4,120千円	4,593千円
	位置付け	法定	実施形態	直接・委託	うち国府負担額	1,000千円	1,000千円

<b>事業 2</b>		<b>文化遺産の適切な維持保全</b>	<b>活動指標</b>		<b>R2年度目標</b>	<b>R1年度見込</b>	<b>H30年度実績</b>
維持・継続	概要	指定文化財の適切な維持管理を行うとともに、文化財保存活用地域計画策定のため、文化財の悉皆調査を行う	1	補助金交付数	2件	3件	2件
			2	一般公開等	4回	4回	2回
	国府補助	文化財関係国庫補助金	予算・決算額(歳出)		233,545千円	275,680千円	1,407千円
	位置付け	選択	実施形態	直接実施	うち国府負担額	2,308千円	—

<b>事業 3</b>		<b>文化財の普及啓発</b>	<b>活動指標</b>		<b>R2年度目標</b>	<b>R1年度見込</b>	<b>H30年度実績</b>
維持・継続	概要	歴史民俗資料展示室公開を通じて市民への文化財の普及啓発を行う	1	見学者数	6,100人	6,100人	6,022人
			2	企画展・スポット展示	5回	5回	4回
	国府補助	—	予算・決算額(歳出)		3,959千円	4,289千円	2,741千円
	位置付け	選択	実施形態	直接実施	うち国府負担額	—	—

<b>事業 4</b>		<b>文化財保存活動</b>	<b>活動指標</b>		<b>R2年度目標</b>	<b>R1年度見込</b>	<b>H30年度実績</b>
維持・継続	概要	文化財に対する調査研究を行い、その成果を講座などにより市民に報告する。また、体験講座・出前講座を開催する	1	市民文化財講座等	2回	2回	3回
			2	体験講座・出前講座の開催	9回	9回	7回
	国府補助	—	予算・決算額(歳出)		11,185千円	10,393千円	9,001千円
	位置付け	選択	実施形態	直接実施	うち国府負担額	—	—

市長戦略 2019-2022

自然と人が共生し  
子育てと地域の絆で元気な交野！



ほした園地 星のブランチ



交野山 観音岩



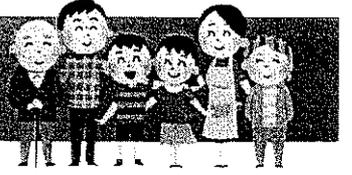
天の川七夕まつりの灯籠



交野市長 黒田 実

2019年2月

### 3. 市長の戦略



#### (1) 全体構成

この「市長戦略 2019-2022」は、5つの政策の柱からなる「政策プラン」と、その政策を担保し持続可能な行財政運営に向けた取り組みを示す「行財政改革プラン」から構成しています。2つのプランを一体的に進めることにより、目指すビジョンの達成を図ります。

ビジョン「自然と人が共生し、子育てと地域の絆で元気な交野！」	政策プラン	1. 子どもが元気に成長する環境づくり	(1). 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり (2). 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援 (3). 小中一貫教育や学校規模適正化による質の高い学校教育 (4). 子どもの未来を応援する取り組み
		2. 支え合う健康・福祉のまちづくり	(1). 健康寿命の延伸に向けた取り組み (2). 地域包括ケアと自立促進の充実 (3). 障がいのある人への切れ目ない支援 (4). 暮らしの充実に向けた取り組み
		3. みんなで安全・安心なまちづくり	(1). 公共施設の防災力強化 (2). 地域防災力の支援・強化 (3). 地域防犯力の支援・強化 (4). 平和と人権のまちづくり
		4. 地域の活力と雇用を生む基盤づくり	(1). 都市基盤の整備 (2). 移住・定住促進策の充実 (3). 地域の魅力発信の促進 (4). 産業・創業支援の取り組み
		5. 未来へつなぐ環境づくり	(1). 「まちづくり」の仕組みづくり (2). 未来に向けた公共施設再配置の推進 (3). 環境にやさしいまちづくり
行財政改革プラン	1. 行財政改革の推進	(1). 行政資源の有効活用 (2). 民間活力の導入・活用による市政	
	2. 持続可能な財政運営		

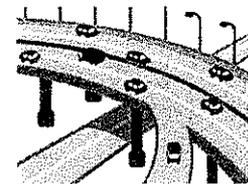
## 4. 地域の活力と雇用を生む基盤づくり



移住・定住人口を増やすための都市基盤整備や地域の魅力発信を進めるとともに、雇用を生む取り組みを進めます。

### 重点的な取り組み

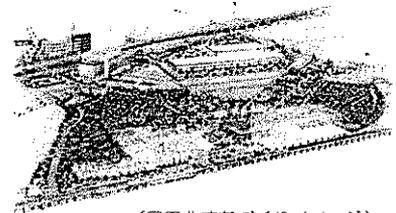
- ★ 星田北エリアのまちづくりへの支援に取り組みます。
- ★ 安全で交通利便性の高い道路網の整備に取り組みます。
- ★ 移住・定住促進のための支援に取り組みます。
- ★ シティプロモーションによる魅力発信に取り組みます。



### (1) 都市基盤の整備

施策の方向性 快適な住環境の整備とあわせて、交通利便性の高い道路網の整備を進めます。

- 主な取り組み
- 星田北・星田駅北土地区画整理事業への支援
  - 天の川磐船線の交野久御山線までの延伸を支援
  - 道路網の整備を活かした土地活用による雇用創出
  - 公共交通の利用促進に向けた取り組み
  - 歩行者の安全や渋滞緩和に向けた道路改善



(星田北まちづくりイメージ)

### (2) 移住・定住促進策の充実

施策の方向性 移住・定住を促すための支援や、空き家の流通促進を図ります。

- 主な取り組み
- 3世代同居・近居補助制度の実施
  - 中古住宅流通促進・リフォーム等補助制度の新設
  - 空家等対策計画に基づく相談体制・ネットワーク形成

### (3) 地域の魅力発信の促進

施策の方向性 地域の魅力を発信し、都市イメージの向上と交流人口の増加を図ります。

- 主な取り組み
- WEBやSNS等を活用したシティプロモーションの推進
  - 2021年の市制施行50周年を見据えた魅力発信（過去写真デジタル化等）
  - 私部城跡保存事業
  - 姉妹都市交流事業
  - かたのツーリズムによる地域活性化

### (4) 産業・創業支援の取り組み

施策の方向性 地域産業の活性化に向けた取り組みを進めます。

- 主な取り組み
- 創業支援ネットワークの充実
  - 地域ブランド「カタノのチカラ」の充実と販売促進



# 交野市教育大綱

## 2020～2024 年度

令和 2 年（2020 年）3 月  
交野市

# 1. 大綱の位置づけ



交野市教育大綱（以下、「本大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本理念及び基本方針を定めたものです。

本大綱に基づき、本市のまちづくりの理念を定めた「第4次交野市総合計画 みんなの“かたの”基本構想」を踏まえ、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画に準じる「交野市学校教育ビジョン」及び「交野市生涯学習基本計画」において、具体的な取組みを進めていきます。

なお、本大綱の位置づけは以下のとおりです。

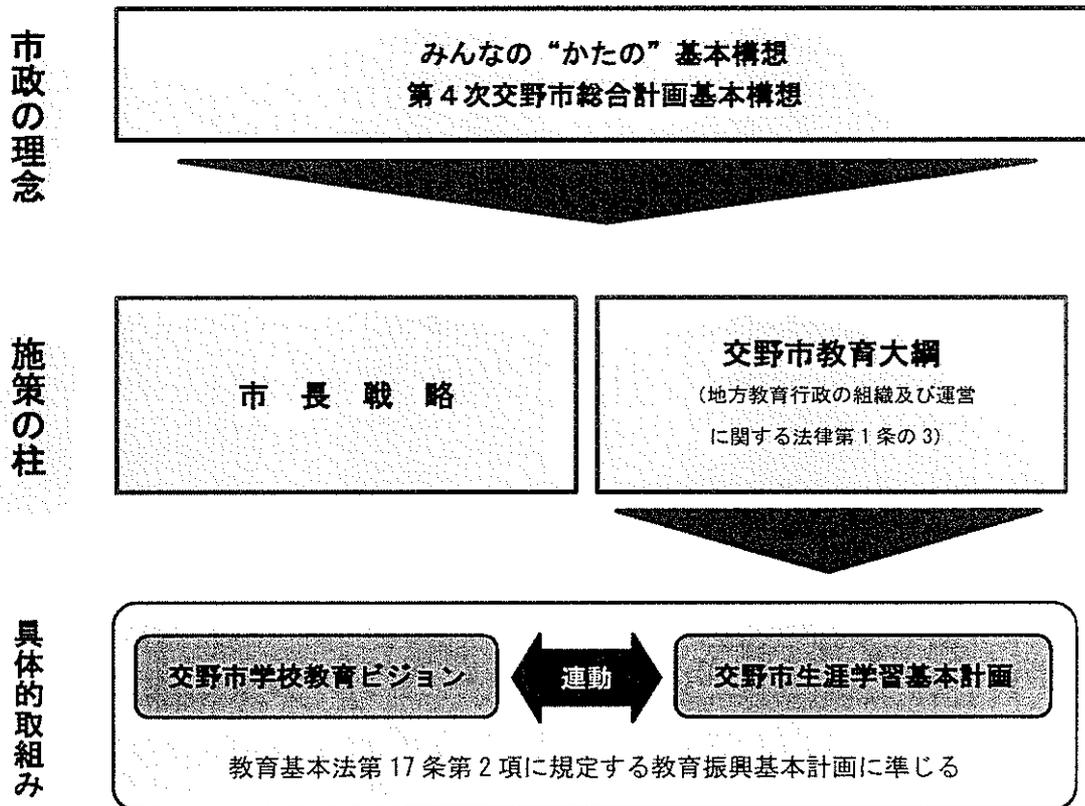


図1 教育大綱の位置づけ

## 2. 大綱の定める期間



本大綱の定める期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。ただし、国の教育に関する施策や社会状況等に大きな変化が生じた際には、総合教育会議において協議を行い、本大綱を改定します。

年度	平成								令和					
	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総合計画基本構想	←-----→													
教育大綱	←-----→								←-----→					
学校教育ビジョン （基本計画）	←-----→													
生涯学習基本計画	←-----→													

図2 計画期間

## 3. 交野市総合教育会議が担う役割



「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3及び4に規定される「交野市総合教育会議」において、本大綱に沿った教育行政を展開していくための協議、調整を行うとともに、その成果についても確認を行います。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

## 4. 基本理念



# 「教育百年の森」の実現

～ 生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成 ～

交野の豊かな自然にちなみ、交野における教育の取組みを森にみたてる

森には、「誰もが希望と安心をもって学べる教育環境の創出」や、「情（こころ）を育み、確かな学びの実感」といった木（＝基本方針）など様々な木々が立ち並ぶ

それぞれの木には、幹に関連付く「施策」や「事業」と呼ばれる枝・葉が伸びる

森の木々を成育させる土壌となるのは、家族への愛、地域との絆、周囲への感謝、郷土への誇り、未来への夢などである

森には、森自身の力強い生命力が脈打つだけではなく、そうした木々に集まる大小様々な生き物の生命力もあふれている

森に関わる生き物は、木の恵みを受けながら、お互いを尊重し、支え合い、成長をする

生きる喜びに満ちたここは、まさに、生物の多様性に富んだ森である

交野の「教育百年の森」は、本市のこれまでの50年の歩みをもとに、これからの50年を築くための長期的展望をもちながら、「生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成」をめざす森である



## (5) 自然と歴史を通じたまちの発見

交野市は緑豊かな自然環境を有するだけでなく、市内に流れる「天野川」を舞台にした七夕伝説、羽衣伝説等につわる伝承が残されるまちです。

また、私部城跡や北田家住宅など貴重な文化財も数多く存在し、歴史ロマンがあふれるまちです。自分の住む地域のことを知り、自然や歴史、文化に親しむことは、心に安らぎや感動を与えるとともに、「ふるさと交野」への誇りと愛着を育みます。先人たちが守ってきた環境や歴史・文化遺産を継承していくことは、現代を生きる私たちの責務です。そのために、これらの地域資源を活用した、魅力ある情報を積極的に発信し、地域文化の活性に努めます。

また、風土が培ってきた文化芸術などの知的資源の活用を図り、生涯にわたる多彩な学習機会や情報の提供を行うとともに、次世代を担う子どもたちの感性や創造性を養い、こころ豊かな人間の育成をめざします。

### 〈関連する取組み〉

文化遺産の適切な維持保全、文化財（私部城跡・北田家住宅等）の保存と普及啓発活動 など

## (6) 生涯を通じたスポーツ・文化の振興

スポーツ基本法には、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の重要性が掲げられています。まさに、スポーツは心身の健康を維持・向上する働きだけではなく、社会で生きていくための礼儀・礼節といった、人との基本的な関わり方なども習得できます。そうしたことから、年齢や性別に関わらず、また健常者も障がい者もあらゆる市民が、それぞれの技術や興味、関心に応じて、「いつでも、どこでも、いくつになっても」主体的に、スポーツ活動に取り組むことができるよう、生涯スポーツの機会や情報の提供を行います。特に、競技スポーツのみならず、スポーツをはじめめるきっかけづくりとして、ニュースポーツ等の気軽なスポーツの推進に努めます。

また、文化の振興に関しても、文化芸術基本法に掲げられる、「文化芸術は人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものである」との理念のもと、誰もが、のびのびと文化芸術活動に取り組むことができるよう、機会の充実や環境の整備を行います。

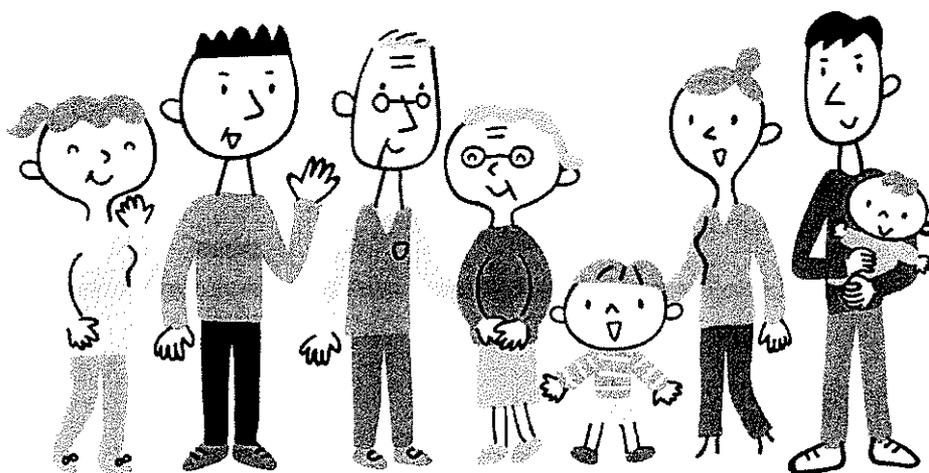
### 〈関連する取組み〉

市民スポーツデーの開催、総合型地域スポーツクラブの育成、生涯学習フェスティバルの開催 など



2017—2026

# 交野市生涯学習基本計画



みんなが学び輝くまち かたの



平成 29 年 3 月  
交野市教育委員会

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

# みんなが学び輝くまち かたの

市民の主体的な学習により、生きがいや自己実現、地域の絆づくりなど、みんなの人生の充実につながるまちをめざします。

市民のだれもが生涯を通じて文化・スポーツ活動に親しみ、みんなが心も体も健康で豊かに暮らせるまちをめざします。

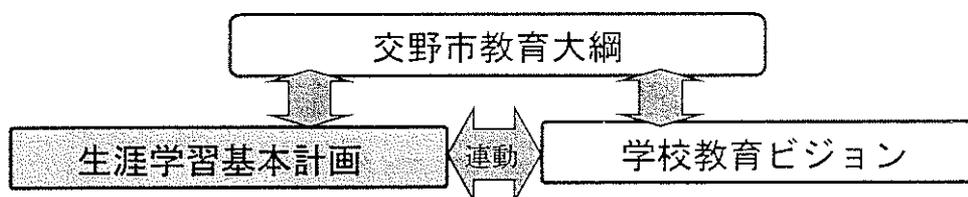
市民が共に学び合い、活動を支え合うことで、学びが広がり、循環していきます。こうした学びの循環により、市民一人ひとりの力を集結し大きな力を生み出すことで、輝き続けるまちをめざします。

### 2. 基本方針

計画の基本方針は、本市の教育、学術及び文化の振興に係る施策の根本となる「交野市教育大綱」の6つの基本方針に基づきます。

1. 誰もが希望と安心をもって学べる環境の創出
2. 情（こころ）を育み、確かな学びの実感
3. 質の高い教育環境の整備
4. 誰もが集い、地域のみんなで子どもたちを支える学校の実現
5. 自然と歴史を通じたまちの発見
6. 生涯を通じたスポーツ・文化の振興

なお、6つの基本方針の内、「3. 質の高い教育環境の整備」については、「教育基本法」第17条第1項に規定される教育振興計画の「交野市学校教育ビジョン」に位置付けるものとし、「6. 生涯を通じたスポーツ・文化の振興」においては、スポーツと文化の2つの柱に分け、基本方針を定めます。



### 基本方針1

### 誰もが希望と安心をもって学べる環境の創出

市民が、生涯学習に「希望」と「安心」を持って取り組むことができるよう、市民のライフステージや生活環境に合わせた情報提供や相談体制を充実します。

市民が、主体的に学びの成果をまちづくりに活かすことができる仕組みづくりや、生涯学習に取り組む個人・団体の活動を支援します。また、活動のコーディネート機能や成果を発表する機会の充実をはかります。

生涯学習に係る施設の見直しについては、「公共施設等総合管理計画」との整合をはかりつつ、検討します。

参考：学校教育ビジョンにおける主な施策

「新しい学び」の創造

障がいのある子どもの自立への支援（支援教育）

教職員の資質・能力向上（授業力、人材育成）

学校運営体制の確立

### 基本方針2

### 情（こころ）を育み、確かな学びの実感

市民が、福祉、人権、環境問題などの現代社会の多様な課題を知り、身近な暮らしと結び付け、主体的に課題解決ができるよう、課題に即した学習機会や情報提供を行います。

多様な文化や異なる価値観を認め合い、共に生き、学んでいる確かな実感を高める施策、例えばグローバルコミュニケーションの学習やボランティア活動を推進します。

参考：学校教育ビジョンにおける主な施策

夢と志を育む教育の充実（道徳・人権等）

生徒指導の充実

読書活動の推進

障がいのある子どもの自立への支援（ともに学ぶ）

### 基本方針3

### 誰もが集い、地域みんなで子どもたちを支える学校の実現

市民の生涯学習やスポーツを通じた人や地域とのつながり、仲間づくりを促進します。

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、連携・協力を求め、一体となって子どもたちを育む仕組みづくりをすすめます。

地域における様々な人々の協力を得て、学校を核としながら、共に学び合い、共に高め合う新たなコミュニティの形成をはかります。

参考：学校教育ビジョンにおける主な施策

子どもの安全確保と危機管理体制の充実（学校・家庭・地域）

連携・連続した学びの実現（校種・地域間連携等）

教育コミュニティの形成と家庭教育支援

### 3. 施策体系

大綱 理念	計画 理念	教育大綱基本方針 計 画 目 標	生涯学習基本計画に係る施策目標
「教育百年の森」生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成	みんなが学び輝くまち かたの	1.誰もが希望と安心をもって学べる環境の創出	1-1. 生涯学習に関する情報収集と発信
			1-2. 市民ニーズやライフステージに応じた学習機会の提供
			1-3. 学びの成果を活かせる仕組みづくり
			1-4. 生涯学習関連施設の活用と整備
		2.情(こころ)を育み、確かな学びの実感	2-1. 人間の尊厳と共生に向けた啓発と学習
			2-2. 暮らしの安全・安心を守る学習機会の充実
			2-3. 地域活動・ボランティア活動の促進
		3.誰もが集い、地域のみんなで子どもたちを支える学校の実現	3-1. 学校・家庭・地域の交流とネットワークづくり
			3-2. 地域における異年齢間の交流促進
			3-3. 学校を中心とした地域人材の発掘・育成と活用の促進
			3-4. 子ども・青少年の「生きる力」を育てる場づくり
		4.自然と歴史を通じたまちの発見	4-1. 交野の自然保護と活用
			4-2. 交野の歴史文化の発見と発信
			4-3. 交野の文化財・伝統文化の継承
		5.生涯を通じた文化の振興	5-1. 生涯を通じた文化活動の促進
			5-2. 文化芸術に触れ、親しむ機会の提供
		6.生涯を通じたスポーツの振興	6-1. 生涯を通じたスポーツ活動の促進
			6-2. 健康寿命の延伸に向けたスポーツと健康教育
			6-3. 地域における生涯スポーツの振興

## 基本方針4 自然と歴史を通じたまちの発見

交野の自然や歴史、文化に親しむことで、やすらぎや感動を得るとともに、「ふるさと交野」への誇りと愛着を育むことができるよう、交野の自然や歴史・文化資源を活用した魅力ある学習の機会や情報提供を行います。

### 施策目標4-1 交野の自然保護と活用

交野の豊かな自然環境を保護するための活動主体の充実をはじめ、自然環境保護活動に関する情報提供や学習機会を充実し、交野の自然を活かしたまちの活性化をはかります。

現状分析

- ・過去1年間に行われた生涯学習活動のうち、「自然体験活動」との回答は2.8%であり、さらに今後希望する生涯学習活動においても、「自然体験活動」との回答は14.1%となっています。
- ・交野市の将来像について、『自然環境が豊か』（63.4%）との回答が最も多く、平成2年調査（70.6%）と同様に高い割合を維持しています。

主な意見

- ・「自然や農を守るボランティアに関する情報が見つからない」（市民アンケート）
- ・「学習して得た知識を実際の自然に応用できるようにする」（ワークショップ）
- ・「里山の保護活動に参加しやすいようなシステムを構築する」（ワークショップ）

今後の方向性

交野が持つ自然環境の保護はもちろんのこと、交野の自然を活用したまちの活性化をはかります。また、自然保護活動に関する情報提供や学習機会を充実します。

事業名	内容	所管	備考
里山保全事業の推進	里山のナラ枯れをおさえるナラ枯れ樹木伐採を3年間で実施。新たな里山保全ボランティアの育成	環境担当	既存
交野市環境マネジメントシステムの推進	低炭素社会の実現をめざした事業の展開	環境担当	既存
交野市環境基本計画の推進	市民・事業者との共同組織によりプロジェクトの推進	環境担当	既存
ごみ減量化・リサイクル推進に係る市民活動の支援	ごみ減量・リサイクル推進に対する市民意識の向上や良好な生活環境づくりの協議・実践	環境担当	既存
リバーフェニックス事業	流域の地域を巻き込んだ天野川や支川の清掃活動	環境担当	既存
農とのふれあい機会の提供等	農とのふれあいツアー、農業まつりの開催支援など	農政担当	既存
かたのツーリズム	交野山などの自然環境にふれる様々な夜景と夜空を観覧。出会いの場などをつくる	地域振興担当	既存
緑とリサイクル事業	剪定枝・伐採樹木の堆肥化	都市整備担当	既存
市民参加による緑化事業の推進	美化緑化推進団体支援	都市整備担当	既存

**施策目標4-2 交野の歴史文化の発見と発信**

交野の歴史文化資源について、市の内外に発信するとともに、市民自身が魅力を再発見し、交野への愛着・誇りを育むことができる学習機会を提供します。

分 現 析 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>交野市の将来像について、『伝統や歴史を大切にすまち』（3.8%）との回答が少なくなっています。</li> </ul>
意 主 見 な	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ハイキングで交野市の名所や八景などを訪れ、説明も受けられるようにしてほしい」（市民アンケート）</li> <li>「子どもたちが交野や地域を勉強できる機会の充実」（ワークショップ）</li> </ul>
方 今 向 後 性 の	<p>市民が交野市の歴史文化資源や伝統産業の魅力を再発見し、理解・関心、誇りを育むことができる学習機会の充実をはかります。また、交野市の歴史文化資源の魅力を市内外に発信します。</p>

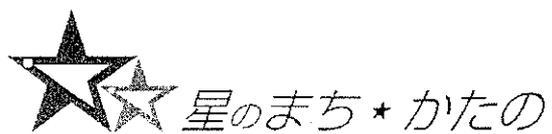
事業名	内容	所管	備考
文化財の普及・啓発	歴史民俗資料展示室公開や小学校への出前講座の開催	生涯学習担当	既存
埋蔵文化財発掘調査の実施	文化財を保護・活用するため文化財の発掘調査及び研究	生涯学習担当	既存
七夕のふるさと振興	まちの誇れるシンボル「七夕」などを通して、交野を発信するまちづくりの実施	地域振興担当	既存

**施策目標4-3 交野の文化財・伝統文化の継承**

文化財の公開や学習機会の提供を通じて、文化財や伝統文化について、市民の理解・関心を育み、それらの継承につないでいきます。

分 現 析 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に関心のある地域課題のうち、『地域の伝統行事や祭りの継承』との回答は10.3%となっています。</li> </ul>
意 主 見 な	<ul style="list-style-type: none"> <li>「交野の歴史を現地で勉強できる機会を充実させる」（ワークショップ）</li> <li>「交野のわらべ歌を伝える活動を行う」（ワークショップ）</li> </ul>
方 今 向 後 性 の	<p>市の特色ある伝統文化、歴史文化を次世代に継承していくため、文化財の公開や学習機会の提供を通じて、市民の文化財保護についての理解・関心を育みます。また交野の歴史を残す町並みなど、景観整備をはかります。</p>

事業名	内容	所管	備考
文化財保存活動	文化財に対する調査研究を行い、その成果を講座などにより市民に報告 （重点）文化財パトロール、機織り教室の実施	生涯学習担当	重点
文化遺産の適切な維持保全	指定文化財の適切な維持管理の実施や文化遺産の一般公開の実施	生涯学習担当	既存
景観まちづくり	良好な歴史的な景観を残したまちづくりのための取り組み	都市整備担当	既存



令和2年度

# 交野市教育施策

交野市教育委員会

## 2 総合体育施設の管理運営

指定管理者による各施設の効率的な維持管理を行い、必要に応じて、立ち入りにより現状を把握し、指導・監督を行います。特に、施設の長寿命化を図るため、屋上防水改修工事を実施します。

## 3 星の里いわふねの管理運営

指定管理者による各施設の効率的な維持管理を行い、必要に応じて、立ち入りにより現状を把握し、指導・監督を行います。

## 4 青年の家の管理運営

直営施設として、適切な維持管理を行います。

## 5 私部・倉治公園グラウンドの管理運営

市長部局からの補助執行を受けた施設として、適切に管理を行います。

## 第6節 文化財保護の充実

### 【基本的方向と取組み工程】

・我々の祖先が築き、今まで連綿と守ってきた文化遺産や伝統文化を次世代に継承していくために、適切な保存と活用を図り、市民の理解と愛護意識を高めるとともに、ボランティア・大学等との連携・協働のもと、文化財保護活動の推進

事業名	内容	関係部署	関連	R2 年度目標
文化遺産の適切な維持保全	指定文化財の適切な維持管理や文化遺産の一般公開の実施 交野市文化財保存活用地域計画の策定準備	社会教育課	所有者 文化財審査委員	補助金交付数 2件 一般公開等 4回
埋蔵文化財発掘調査の実施	埋蔵文化財を保護活用するための発掘調査及び報告書作成	社会教育課		調査件数 10件 報告書冊数 2冊
文化財の普及啓発	歴史民俗資料展示室公開を通じた市民への文化財の普及啓発	社会教育課	ボラン ティア	見学者数 6,100人 企画展・スポット展示 5回
文化財保存活動	文化財に対する調査研究及び成果の講座などによる市民への報告、体験講座・出前講座の開催	社会教育課		市民文化財講座等の開催 2回 体験講座・出前講座の開催 9回

### 【令和2年度具体的施策】

#### 1 文化遺産の適切な維持保全

指定文化財の所有者、管理者と協力し、指定物件の消防設備の点検及び環境整備、文化財パトロール等を行い、適切な維持管理に努めます。指定文化財の一般公開にあたっては、所有者の協力を得て開催します。

市指定文化財（史跡）の私部域については、さまざまな広報活動を通じて城の周知を行います。

平成31年4月に改正された文化財保護法により制度化された「文化財保存活用地域計画」の策定に向けて、国庫補助金を活用し市内に点在する文化財の悉皆調査を実施します。

## 2 埋蔵文化財発掘調査の実施

国庫補助金を活用し、個人住宅などに伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その結果を報告書にまとめます。また、これまでに出土した金属器等に関して報告書にまとめます。

## 3 文化財の普及啓発

歴史解説ボランティア等と協働し、歴史民俗資料展示室の来館者への解説や市内の遺跡の案内等を行います。

また、常設展示の他に企画展示を行い、より多くの市民に身近に文化財を実感できる機会を提供し、交野の歴史の素晴らしさについての理解を深めます。

## 4 文化財保存活動

文化財の保護と市民に親しまれる歴史・文化環境を目指すため、考古・民俗・古文書等の文化財に対する調査研究を行い、その成果を市民に報告する講座等を開催します。

## 第7節 青少年の健全な育成

### 【基本的方向と取組みの工程】

・青少年の社会性・協調性・創造性の育成のため、地域・各種団体とのつながり・所管施設等を活用した、自然体験活動などの充実

事業名	内容	関係部署	関連	R2 年度目標
成人式	新成人の門出の祝福及び社会的な自立と自覚の促し	青少年育成課		新成人参加率 71%
青少年活動の充実	団体活動を通じた青少年の豊かな情操の育成	青少年育成課	団体	参加者数 360人
放課後子ども教室	放課後の児童の居場所づくり(フリースペース)	青少年育成課	地域 学校	実施延日数 500日
子どもの安全見守り事業	子どもを犯罪から守るための活動(こども110番、子どもの安全見まもり隊、青色防犯パトロール)	青少年育成課	地域 団体	協力者数 3,500人
相談・指導体制の充実	青少年に関する情報交換及び体制の充実	青少年育成課	団体	活動回数 87回
第1児童センター管理運営	健全な遊びを通じた児童の体力増進と豊かな情操の育成	青少年育成課		利用者数 13,500人

### 【令和2年度具体的施策】

#### 1 成人式

新成人の門出を祝うとともに、社会に貢献するという自覚が芽生えるきっかけとなるような式典の開催に努めます。

#### 2 青少年活動の充実

青少年指導員会や子ども会等の関係団体や摂南大学等と連携し、青少年に充実した体験活動等の機会を提供します。



# 交野市学校教育ビジョン

情(こころ)の育み☆変化する力・変化に対応する力の育成  
～ チャレンジ、自立、自律 ～



令和2年3月

交野市教育委員会

## 第2章 交野の学校教育がめざすもの

### 1. 基本理念

#### (1) これまでの考え方

交野市教育委員会では、次の4点を学校教育の施策の柱として、「生きる力をはぐくみ、豊かな人間性と個性を伸ばす」教育の推進を重点目標として取組みを進めてきました。

- ・「確かな学び」が実感できる学校
- ・豊かな人間性と夢を育む学校
- ・学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校
- ・学校運営体制の確立と教職員の資質向上

これまで、学力向上や授業改善等で「確かな学び」が実感できる学校づくり、一人ひとりの違いをお互い尊重しあえる豊かな人間性を育む学校づくり、開かれた学校づくりを一層推進し特色ある学校づくりを指示するとともに支援をしました。

#### (2) これからの考え方

これまでの取組みを検証したうえで、急激な変化が予想される社会に対応できるよう、これからの社会を生きる子どもたちに対し、「チャレンジする」「自立して力強く生きる」「自律して社会を支える」、この3つの人づくりを進めなければなりません。

また、小学校と中学校の9年間を一貫したものと捉え、学校・家庭・地域が「めざす子ども像」を共有して子どもたちに、「心」だけではなく、「情（こころ）」を育むことが不可欠となります。

そのため、基本理念として、子どもたちに、「生きる力」として「変化する力・変化に対応する力」の育成を図るとともに、未来を支える人材としての「情（こころ）」を育むことが重要だと考えます。

#### —— 基本理念 ——

### 情（こころ）の育み☆変化する力・変化に対応する力の育成

～ チャレンジ、自立、自律 ～

「学校教育ビジョン」は、基本理念にそって、「小中一貫教育の充実」と「学校・家庭・地域による協働体制の構築」を基本的観点とし、中期的な展望に立ち施策を整理し事業計画をまとめるものです。

「小中一貫教育の充実」「学校・家庭・地域による協働体制の構築」

## 2. 学校教育の将来像

### (1) めざす子ども像と学校像

#### ① 急激に変化する社会へ対応する力の育成

子どもたちを取り巻く環境は、高度情報化やグローバル化の進展、急速な少子高齢化、価値観の多様化とそれに伴う家庭・地域社会の変容等、急激に変化しています。

このような状況の中では、自分の意見を伝える、そして各自が意見を伝え合い話し合うことで自分の考えを高める、その結果、各自の意見の違いを統合し集団全体の意見を高める、そのような能力が必要となります。

コミュニケーション能力、課題発見・解決能力、提案や交渉する能力、多様な人たちの集団をまとめるリーダー性や柔軟性・協調性、そしてチャレンジ精神やフロンティア精神等を身に備えた人材が求められます。

そのため、授業においては、「自ら考え、交流し、高め合い、習得する」一連の活動を大切にし、その中で「活用する力」を育てていかなければなりません。

#### ② 求められる学校像

この変化の激しい社会を生きる交野の子どもたちのため、次の2つを基本目標とします。

#### 基本目標

- ・ 学ぶ・分かる・できるを実感する質の高い教育の保障
- ・ 児童・生徒が、人とのかかわりの中から自分の考えを見直し、作り直していきける学習環境と指導方法の開発

この目標のもと、次のような学校となるよう施策の柱を定め、「児童・生徒への支援」「教員の指導力・授業力向上への支援」「地域による学校支援」を行い、これまで取り組んできた小中一貫教育についても、引き続き、カリキュラムや活動内容を研究するとともに、義務教育学校<sup>15)</sup>のあり方についても検討します。また、学校と地域が協働し、子どもたちによりよい教育を行っていくために、学校運営協議会制度の導入を検討します。

#### 施策の柱

- I. 情（こころ）を育む学校
- II. 「確かな学び」が実感できる学校
- III. 組織力の向上と開かれた学校
- IV. 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校

また、中期的展望に立ちながら、年度ごとの具体的な取組み目標を「アクションプラン」として、学校へ示します。

### (3) 交野で学ぶ

#### ① アンケートから

平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の質問紙調査では、地域とのつながりについて、次のような結果が見られました。交野の子どもたちは生活科、総合的な学習の時間、社会科、校外学習など学校生活の様々な場面で、本市の自然や歴史、文化について学んでいます。今後は学習活動における9年間の系統性を大事にすることで、郷土愛を育み、地域や社会をよりよくするために考え、行動できる子どもを育てていきます。

【小学校6年生】 今住んでいる地区の行事に参加していますか

	とてもあてはまる	まあまあ、あてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	その他
全国	37.2	30.8	18.6	13.4	0
交野市	29.4	31.1	24.7	14.5	0.3

【中学校3年生】 今住んでいる地区の行事に参加していますか

	とてもあてはまる	まあまあ、あてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	その他
全国	21.0	29.6	26.1	23.2	0
交野市	16.8	28.4	28.9	25.7	0.3

【小学校6年生】 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか

	とてもあてはまる	まあまあ、あてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	その他
全国	18.9	35.6	32.3	13.1	0
交野市	18.6	32.0	31.7	17.5	0.3

【中学校3年生】 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか

	とてもあてはまる	まあまあ、あてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	その他
全国	11.5	27.9	38.9	21.6	0
交野市	12.7	27.5	37.7	22.2	0.3

#### ② 交野の歴史と文化を踏まえて

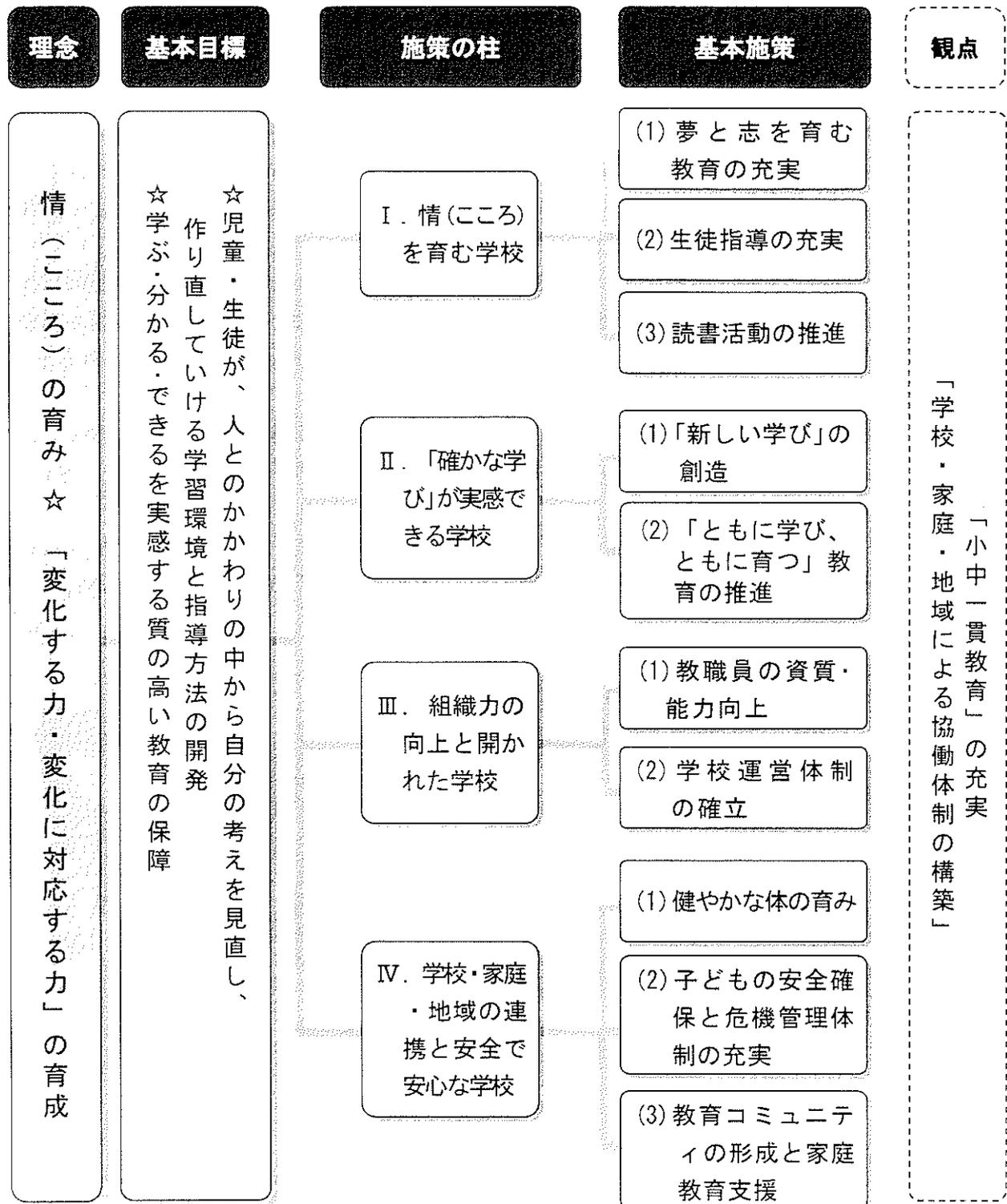
交野の地は「またや見む 交野のみ野の 桜狩り 花の雪ちる 春のあけぼの(『新古今和歌集』)と古くから歌に詠まれ、「落花の雪に踏み迷う 片野の春の桜狩り」(『太平記』)と詠まれた光景は、今はもちろん大きな変容を遂げています。しかし、春には桜が市内各地で咲き誇り、夏には生駒山系の山々が青葉に輝き、秋には稲穂が黄金色に実り、冬には池や川に野鳥がやすらぐ、今もそんな四季折々の美しい風景は古来の面影を残す交野の誇りです。また、市内各地には江戸時代からの古い町並みが残り、伝統行事が今日も続いています。

変化の激しいこの時代に、5年後や10年後の世の中を予測することは困難です。のんびり構えていると社会の荒波にのまれてしまうことも多々あるでしょう。だからこそ、変化に対応できる力とともに、変わらないもの、普遍的な「こころ」を育む必要があります。人の精神を形成する基本は、知識や知性と感情や感性、意欲や意志が、バランスよく機能すること＝「和」です。「和」という言葉は本市の市民憲章ですが、「和」の源は「こころ」であると考えます。

自分が育ったまち、学んだまちに誇りが持てるよう、「学校教育ビジョン」で、交野の歴史や文化を踏まえ、豊かな情(こころ)を育む「学校づくり」、「人づくり」について、学校教育の方向性や目標を明らかにします。

## 第3章 学校教育ビジョン

交野市学校教育ビジョンでは、理念に基づき2つの基本目標を実現するために、4つの施策の柱、10の基本施策を教育委員会、小・中学校、地域がそれぞれの役割を担いながら推進していくものです。



## 施策の柱Ⅱ 「確かな学び」が実感できる学校

### 【将来に向けて】

これまでの学力・学習状況調査等において、小・中学校ともに基礎的・基本的な知識・技能の習得については良好な結果が見られましたが、「読むこと・書くこと」や記述式問題に課題が見られました。家庭での学習時間についても、「ほとんどしない」という児童・生徒の割合が減少傾向にあるものの依然として高く、課題です。

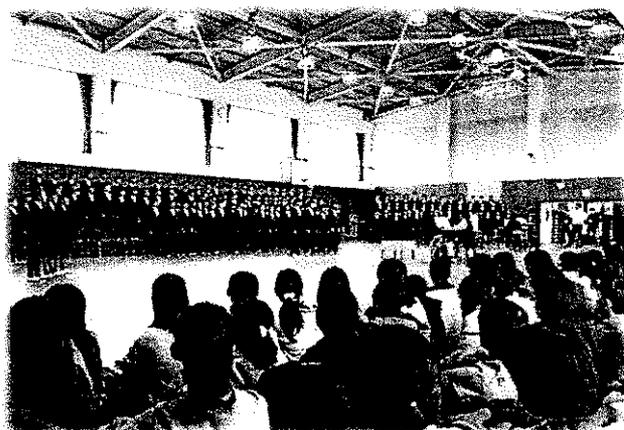
各学校においては、これまでの学力向上方策の効果検証を行い、児童・生徒の確かな学力を育むため、言語活動の充実を図る指導やICTを活用した授業づくりなど、授業改善に努めるとともに、家庭とも連携しながら、自学自習力を育む取組みを一層推進する必要があります。

また、英語教育や理科教育などを一層充実させ、これからの社会で求められる力を育むことも、今後の課題です。

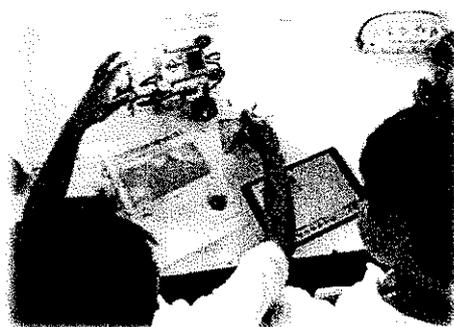
さらに、従来の6・3制にとらわれない小中一貫教育をより充実させることで、子どもの発達段階に応じた指導を行いながら、9年間の学びを一体のものと捉え、学びの連続性を意識した授業づくりを進めるとともに、これからの社会を生きる子どもたちに、新たな発見や考え方を生み出すために必要な資質・能力を育てていきます。

そして、支援教育の推進にあたっては、今後もインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず「ともに学び、ともに育つ」という観点から、子どもの多様性を踏まえた学校づくり・集団づくりに取り組みます。

教員の専門性の向上を図り、校内支援体制の充実に努めるとともに、支援学校や地域、医療・福祉機関等と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援に努め、どの子にも「分かる・できる」授業づくりや学校づくりを進めます。



たなばた学園「合唱練習見学」



「レゴ型ロボットを使ったプログラミング教育」



ほしのまち学園「授業体験・部活動見学」

きみが★(STAR)だ  
みんなが輝く未来をめざした学校づくり  
(令和2年1月)

## ② 学習指導

## 【基本的方向と取組みの工程】

一人ひとりに応じた多様な教育、指導方法の工夫・改善を図ります。よりきめ細かな学習指導や生徒指導を行うため、国・府の動向を踏まえながら、小学校における少人数学級編制を充実させ、これからの社会を生きる子どもたちに必要な資質・能力の育成をめざします。

また、積極的に大学や研究機関との連携を図り、学習意欲を高める学習環境を構築し、特色のある学校づくりを推進するとともに、課外活動においても大学や研究機関の専門性を取り入れて、顧問となる教員のサポートができる体制づくりを構築します。

項目	主体	内容	R 1 以前	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
少人数学級の整備と充実	教	小学校において、個々へのきめ細やかな支援と学習環境を整えるため、市独自の35人以下の学級編制の実施	.....	継続				
中学校フォロー体制の整備	教	中学校において、各教科の学びの保障と個々へのきめ細やかな支援のため、市独自で人的支援の実施		新規				
ICT機器の整備	教	これからの学習活動を支えるICT環境機器の整備	.....	拡充				
各教科等におけるICT活用	教・学	コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用	.....	拡充				
学力向上策の確立	教・学	学力や学習状況を把握・分析し、各学園（中学校区）での課題解決に向けて小・中学校9年間を見据えた学力向上策の確立と学習支援員等の人的支援の充実	.....	拡充				
学習評価システムの構築	学	指導と評価の一体化を図り、小・中学校9年間を見据えた、より教育効果を高める評価システムの構築	.....	継続				
大学・高校等との連携強化	教	大学や高校等との連携をはかり、支援人材としての学生等を派遣し、教育活動の充実	.....	継続				
児童・生徒対象セミナーの開催	教	土曜・日曜日等における様々な体験活動の開催	.....	継続				
交野の歴史や伝統文化に関する学習支援	教	教育文化会館や指定文化財等を活用した交野の歴史や伝統文化に関する学習支援の実施	.....	継続				
小・中学校9年間を見据えた学習指導の推進								





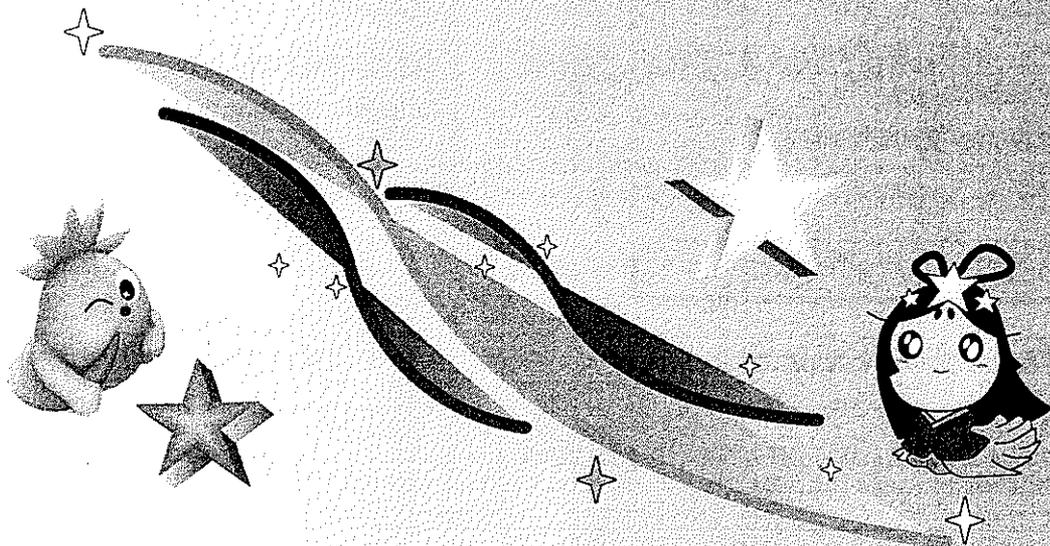
星のまち★かたの

# 交野市都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針

## 概要版

ひと・まち・くらし みんな生きいき 星のまち★かたの



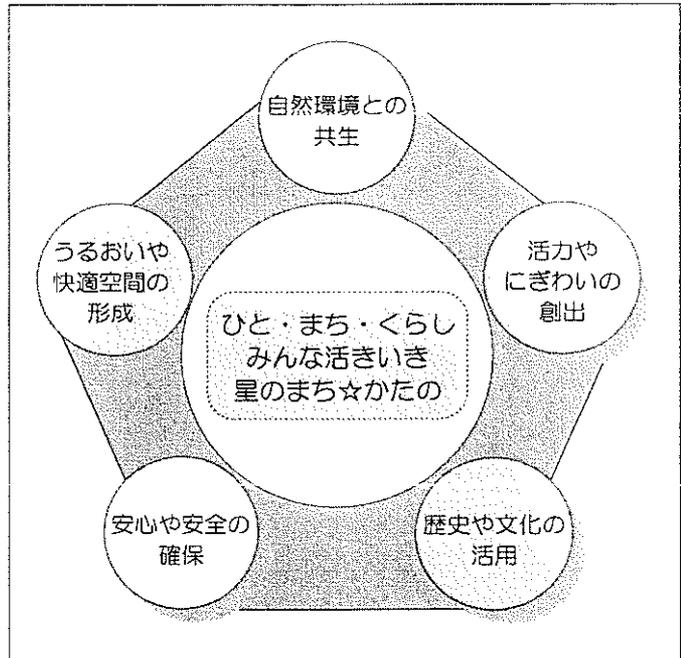
交野市 平成23年(2011年)4月

## まちづくりの方針と目標

都市計画マスタープランでは、都市計画におけるまちづくりの方針を「交野らしさ」を活かし、『ひと・まち・暮らし みんな活いき 星のまち☆かたの』とします。

交野の素晴らしい資源（自然・文化・都市環境）を見つめなおし、これを活用することにより、人が交流する新しいまちの魅力が創造され、暮らしてみたい・暮らしつづけたいと感じる、いきいきとした都市づくりを目指すものです。

今後は、この方針に基づきながら、自然環境の保全や、人にやさしく快適でうるおいのある生活環境づくりなど、永住都市にふさわしい都市計画を定め、市民とともに個性と魅力あるまちづくりを進めていきます。



### 自然と共生する環境都市づくり

- 豊かな自然環境の保全と活用
- 循環型の社会システムの構築
- 自然生態系への配慮

### 歴史と文化のかおる都市づくり

- 星にまつわる歴史遺産など、市民の文化意識の醸成
- 神社・仏閣や旧集落のまちなみを活かしたまちなみ景観の維持・保全
- 社会・文化活動を支援する施設や体制づくり

### 安心して暮らせる安全な都市づくり

- 高齢者や障がい者等に配慮した人にやさしいまちづくり
- 子供から高齢者まで生涯を通して安心して住める生活空間の創出
- 災害に強い防災都市づくり

### うるおいのある快適な都市づくり

- 緑とうるおいのある自然環境と調和した住環境づくり
- 身近に自然を感じ自然とふれあえる空間づくり
- 山地部と平地部の自然を連携させる水と緑のネットワークの形成

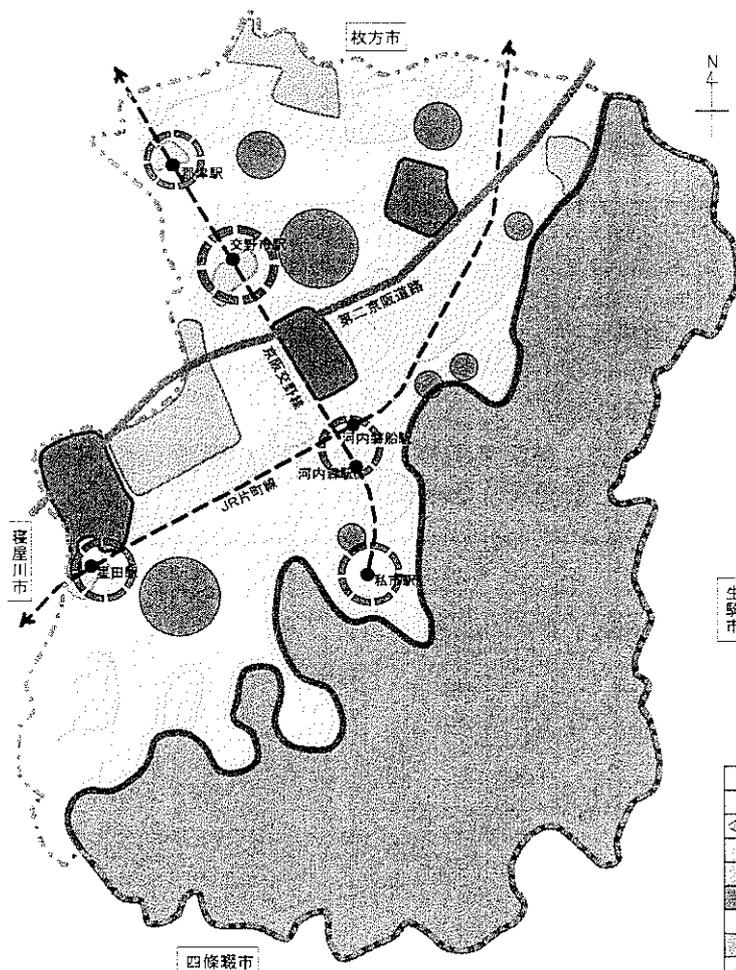
### 活力とにぎわいのある都市づくり

- 駅前などを中心とした特色ある拠点の形成
- 市民参画とコミュニティの醸成
- 地域産業の育成と第二京阪道路を活かした土地利用の誘導

【計画の目標年次】  
平成32年（2020年）

【将来人口フレーム】  
約8万人

# 土地利用の基本方針



凡例	
	住宅系ゾーン (歴史的まちなみ)
	商業・業務系ゾーン
	工業・流通業務系ゾーン
	田園・活かにぎわい創造ゾーン
	田園共生ゾーン
	自然保全ゾーン
	拠点

## 住宅系ゾーン

既存の住宅地及び住居系用途地域を、住宅系ゾーン(低層住宅地、低層・中層住宅地、歴史的まちなみ)として位置づけ、安全で快適な住環境の維持・増進に努めます。  
旧集落においては、歴史的なまちなみを残し、景観を保全しながら地域にふさわしいまちづくりを検討します。

## 田園・活かにぎわい創造ゾーン

市街化調整区域内の第二京阪道路沿道の地域においては、将来、市街化への条件が整った段階で、地区計画制度を活用し、営農環境に配慮しつつ、農・産・住の調和のとれた計画的な市街地の形成を図ります。

## 商業・業務系ゾーン

既存の鉄道駅周辺の商業地等を、商業・業務系ゾーンとして位置づけ、地域の利便性向上や活性化を図るため、商業・業務環境の整備に努めます。  
また、第二京阪道路沿道については、後背地の土地利用に配慮しつつ、必要により商業・業務系ゾーンを設定します。

## 田園共生ゾーン

平地部における市街化調整区域については、田園共生ゾーンとして位置づけ、無秩序な市街化を防止します。  
また、土地所有者等の意向を十分踏まえながら、営農環境を確保しつつ計画的な市街地の形成等を検討します。

## 工業・流通業務系ゾーン

既存の工業系地域を、工業・流通業務系ゾーンとして位置づけ、工業・流通業務環境の整備に努めます。  
また、第二京阪道路沿道については、後背地の土地利用に配慮しつつ、必要により工業・流通業務系ゾーンを設定します。

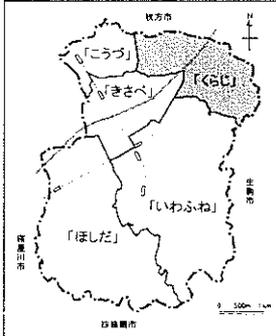
## 自然保全ゾーン

市域の約半分を占める山地部の緑は、保水や砂防、大気浄化などの機能を有し、市民の生活を守るとともに、豊かな緑の自然景観を形成しています。  
この山地部を自然保全ゾーンとして位置づけ、将来にわたって保全すべき区域として、災害防止の施策を講じながら、市民の保健・休養のためのやすらぎの空間、市民の心のふるさととしての保全整備を図ります。

## 地域別構想

### くらし地域

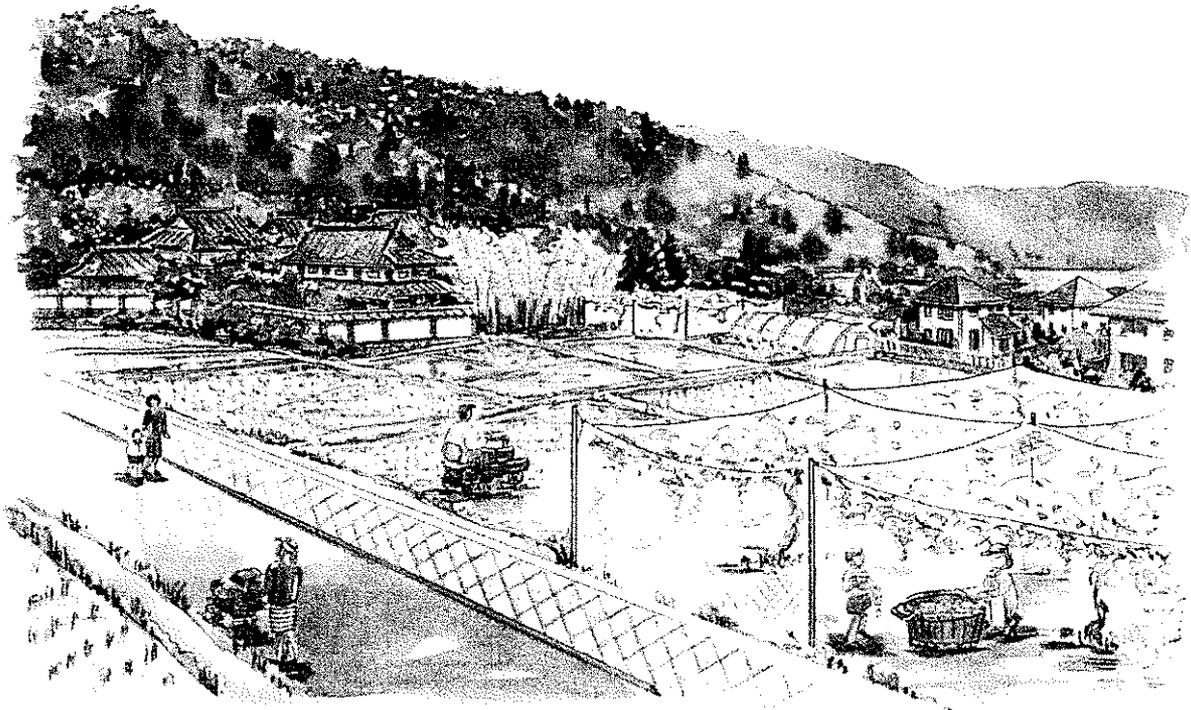
### 里山景観を背景とし、自然との共生を図る



交野山をはじめとする里山や田園風景、歴史資源を大切にし、これを背景とした集落や良好な住宅地の景観保全に努めながら、都市施設の整備を図るとともに、第二京阪道路を活用し自然と共生した居住環境の向上や歴史資源を活かしたまちづくりを進めます。

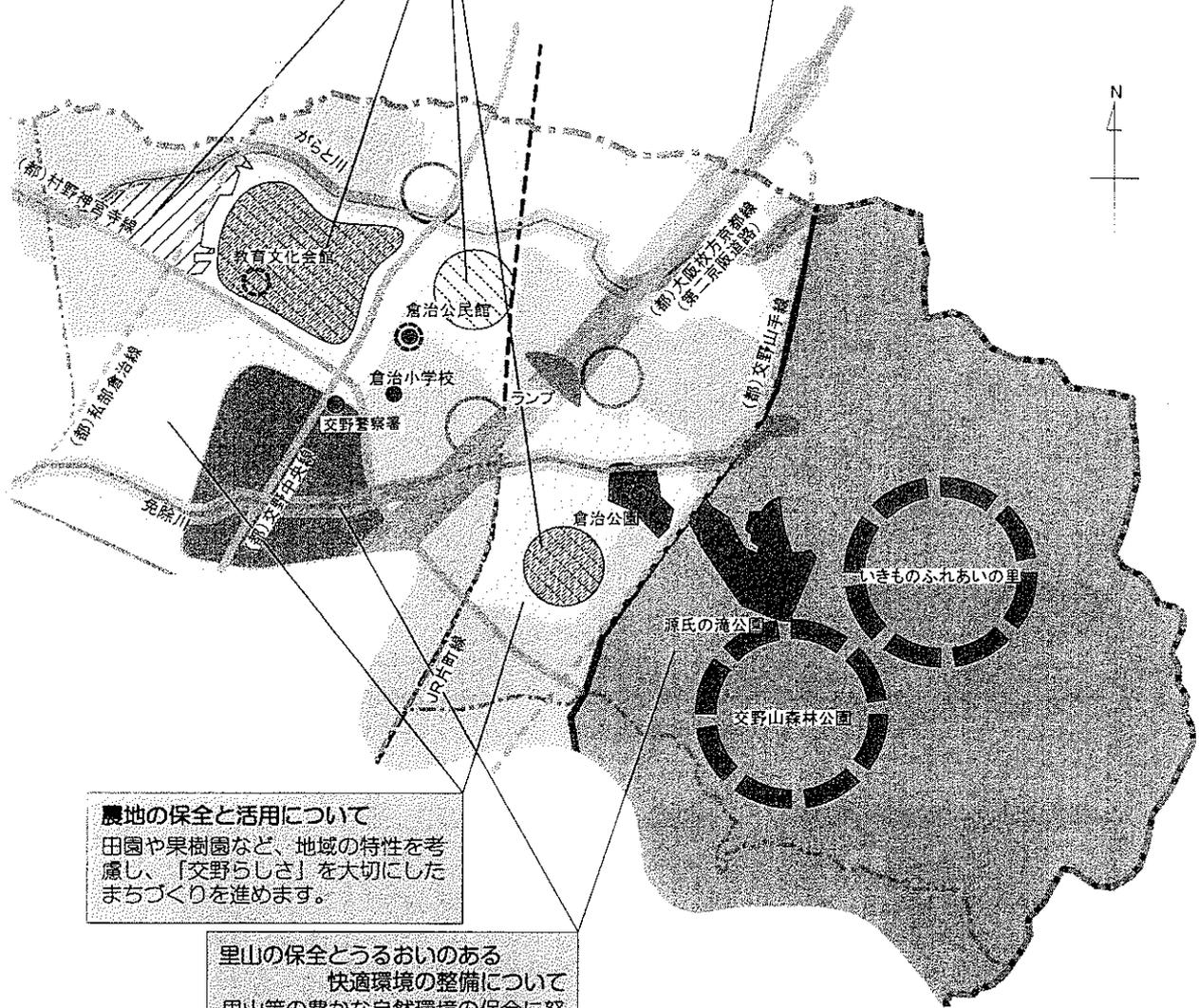
#### <地域の資源>

機物神社、神宮寺遺跡、倉治古墳群、源氏の滝、交野山、ぶどう畑、倉治旧集落、岩倉開元寺遺跡



**住環境や良好なまちなみについて**  
 集落の歴史的景観の維持や住宅地の快適な住環境及び生活景観の保全・形成に努めます。

**第二京阪道路沿道の景観について**  
 第二京阪道路が創り出した新たな景観や周辺区域の既存の景観の保全・形成を図ります。



**農地の保全と活用について**  
 田園や果樹園など、地域の特性を考慮し、「交野らしさ」を大切にされたまちづくりを進めます。

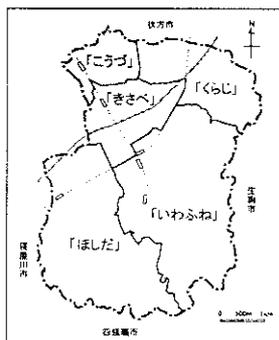
**里山の保全とつるおいのある  
 快適環境の整備について**  
 里山等の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、街区公園の確保や水と緑のネットワークの形成を図ります。  
 また、河川の整備にあたっては、多自然型工法の検討を行います。

凡 例		
	低層住宅地	主要な道路
	低層・中層住宅地	主たる公園、緑地
	歴史的まちなみ	主たる水辺の緑空間
	地区計画区域	山地部における 緑の拠点
	地区計画検討区域	
	商業・業務系ゾーン	主要な河川、緑道
	工業・流通業務系ゾーン	
	田園・活かにぎわい創造ゾーン	市域の拠点
	田園共生ゾーン	地域の拠点・避難所等
	自然安全ゾーン	

くらじ地域のまちづくり構想図

## こうづ地域

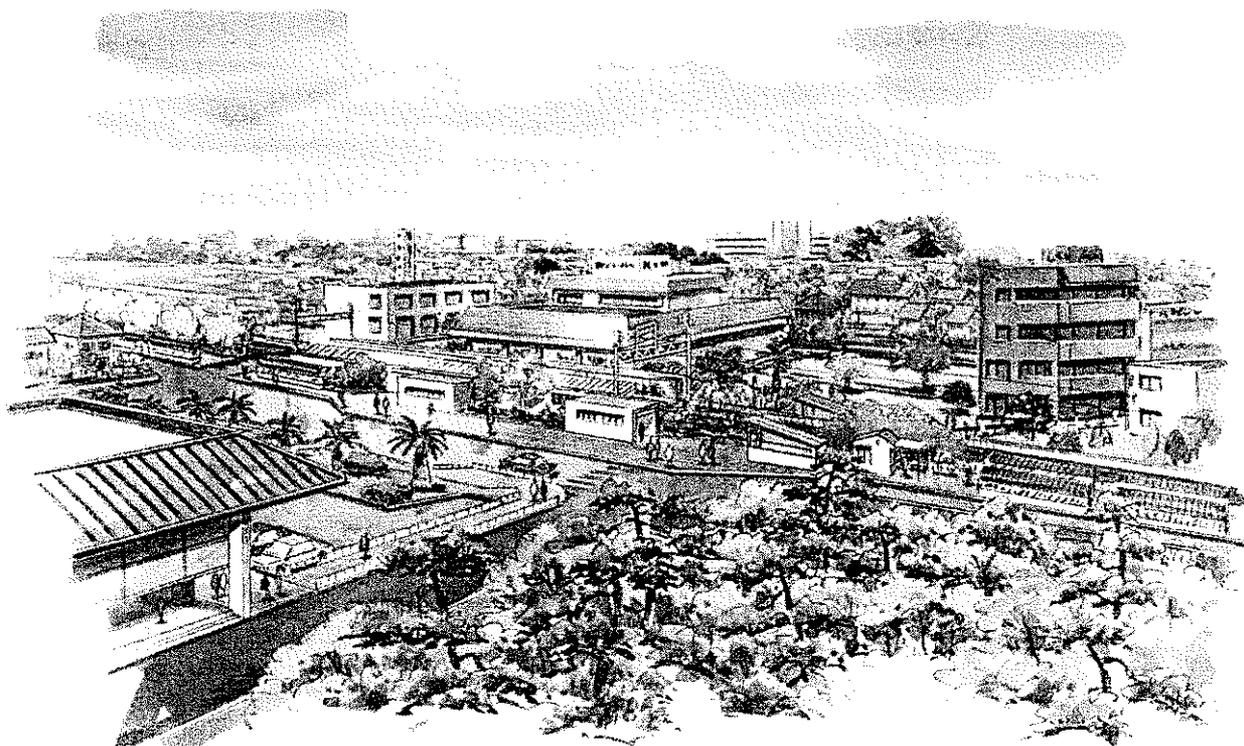
## 住工混在を防止し、秩序ある市街地の形成を図る



交通利便性を活かし、生産活動と住生活とが協調し合う、秩序ある都市的空間の形成によって生活に魅力のあるまちづくりを進めます。

### <地域の資源>

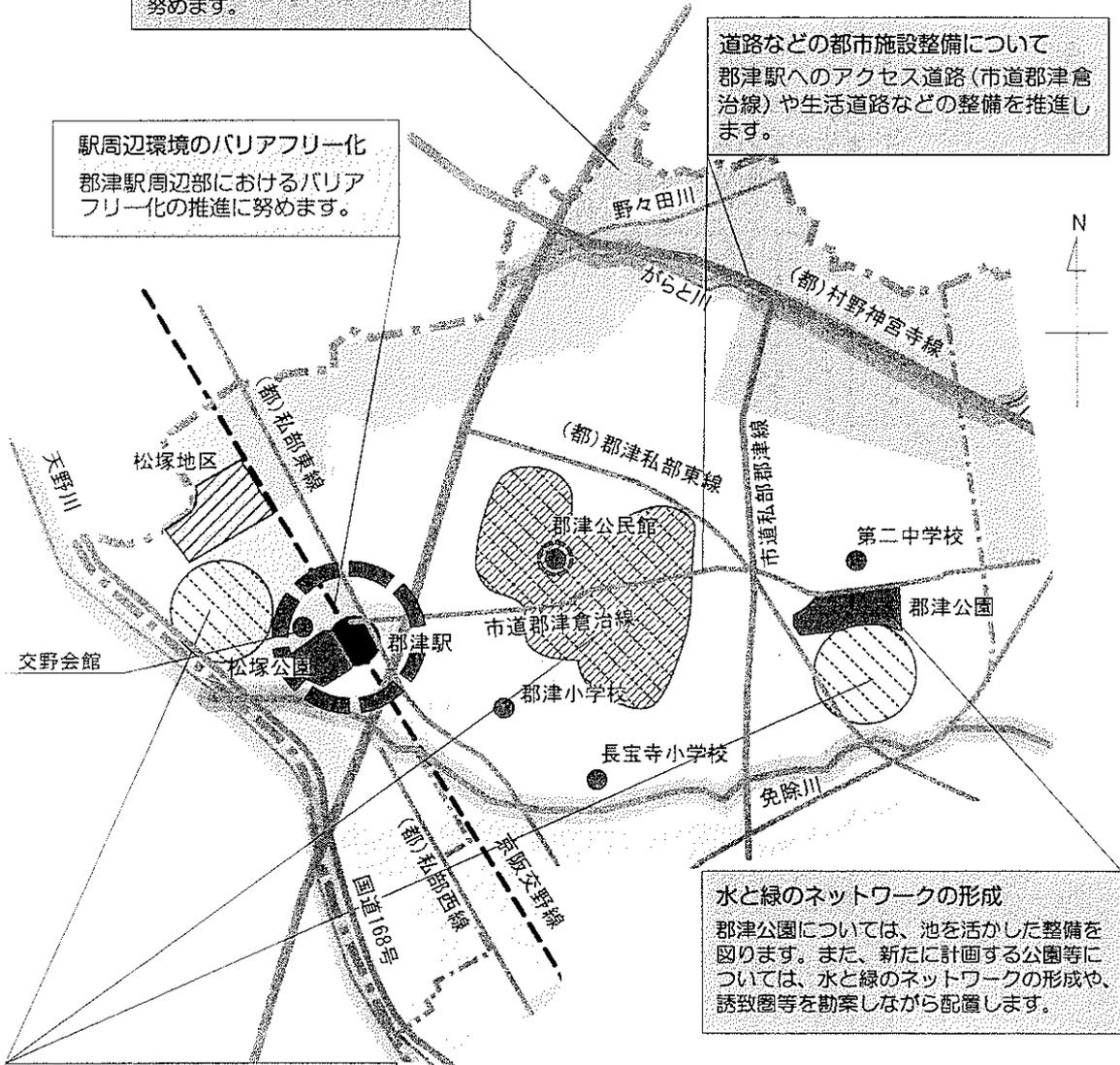
郡津神社、郡衙遺跡、長宝寺遺跡、丸山古墳、条里制跡（五条通りなど）、東高野街道



**生産環境の保全**  
工業地では、住・工の混在を防止するなど良好な生産環境の保全に努めます。

**駅周辺環境のバリアフリー化**  
郡津駅周辺部におけるバリアフリー化の推進に努めます。

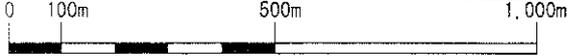
**道路などの都市施設整備について**  
郡津駅へのアクセス道路(市道郡津倉治線)や生活道路などの整備を推進します。



**水と緑のネットワークの形成**  
郡津公園については、池を活かした整備を図ります。また、新たに計画する公園等については、水と緑のネットワークの形成や、誘致圏等を勘案しながら配置します。

**住環境や良好なまちなみについて**  
集落の歴史的景観の維持や住宅地の快適な住環境及び生活景観の保全・形成に努めます。

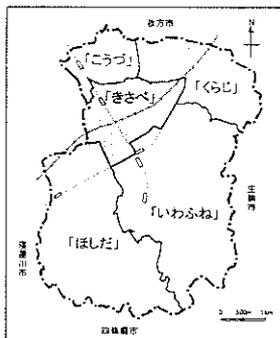
凡例			
[Pattern]	住宅系ゾーン	低層住宅地	主要な道路
[Pattern]		低層・中層住宅地	主たる公園、緑地
[Pattern]		歴史的まちなみ	主たる水辺の緑空間
[Pattern]	地区計画区域	[Symbol]	山地部における緑の拠点
[Pattern]	地区計画検討区域	[Symbol]	
[Pattern]	商業・業務系ゾーン	[Symbol]	主要な河川、緑道
[Pattern]	工業・流通業務系ゾーン	[Symbol]	
[Pattern]	田園共生ゾーン	[Symbol]	市域の拠点
[Pattern]	自然保全ゾーン	[Symbol]	地域の拠点・避難所等



こうづ地域のまちづくり構想図

## きさべ地域

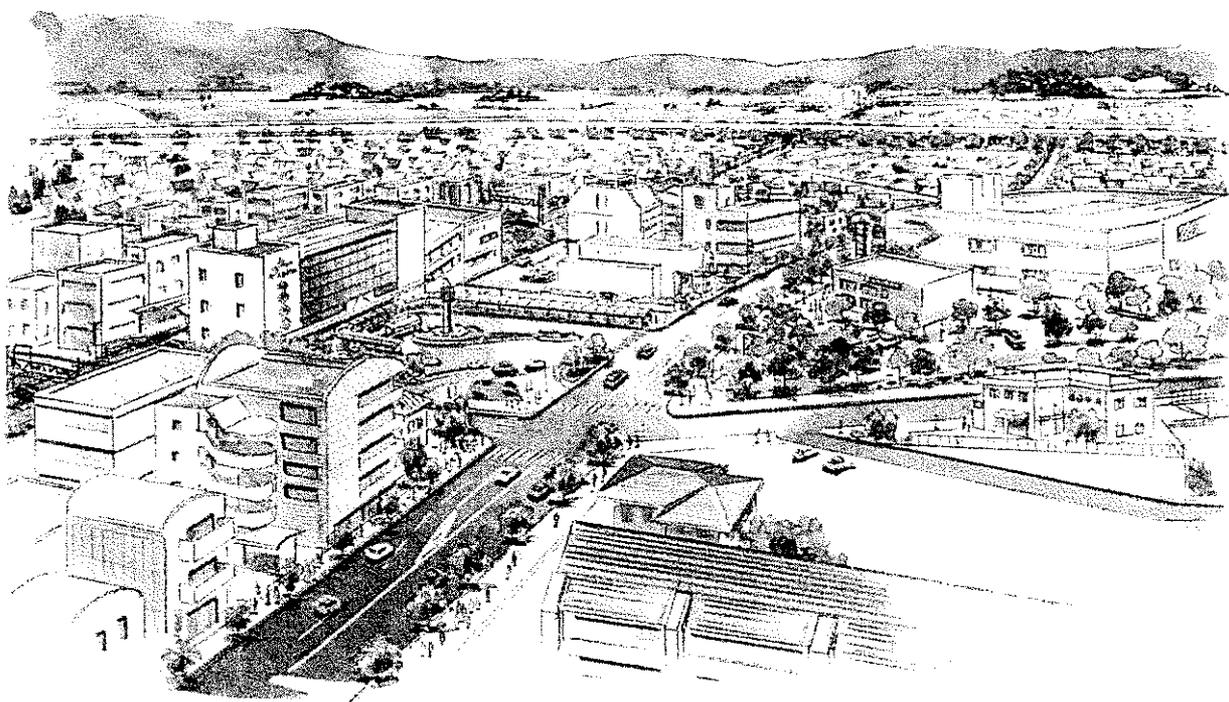
## 市の中心地にふさわしい、都市機能を充実させる



道路交通機能の補完と充実、市民共有の公共公益施設などをさらに有効に活用できるよう安全で快適な都市環境の形成を目指すまちづくりを進めます。

### <地域の資源>

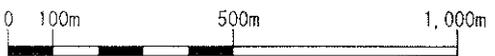
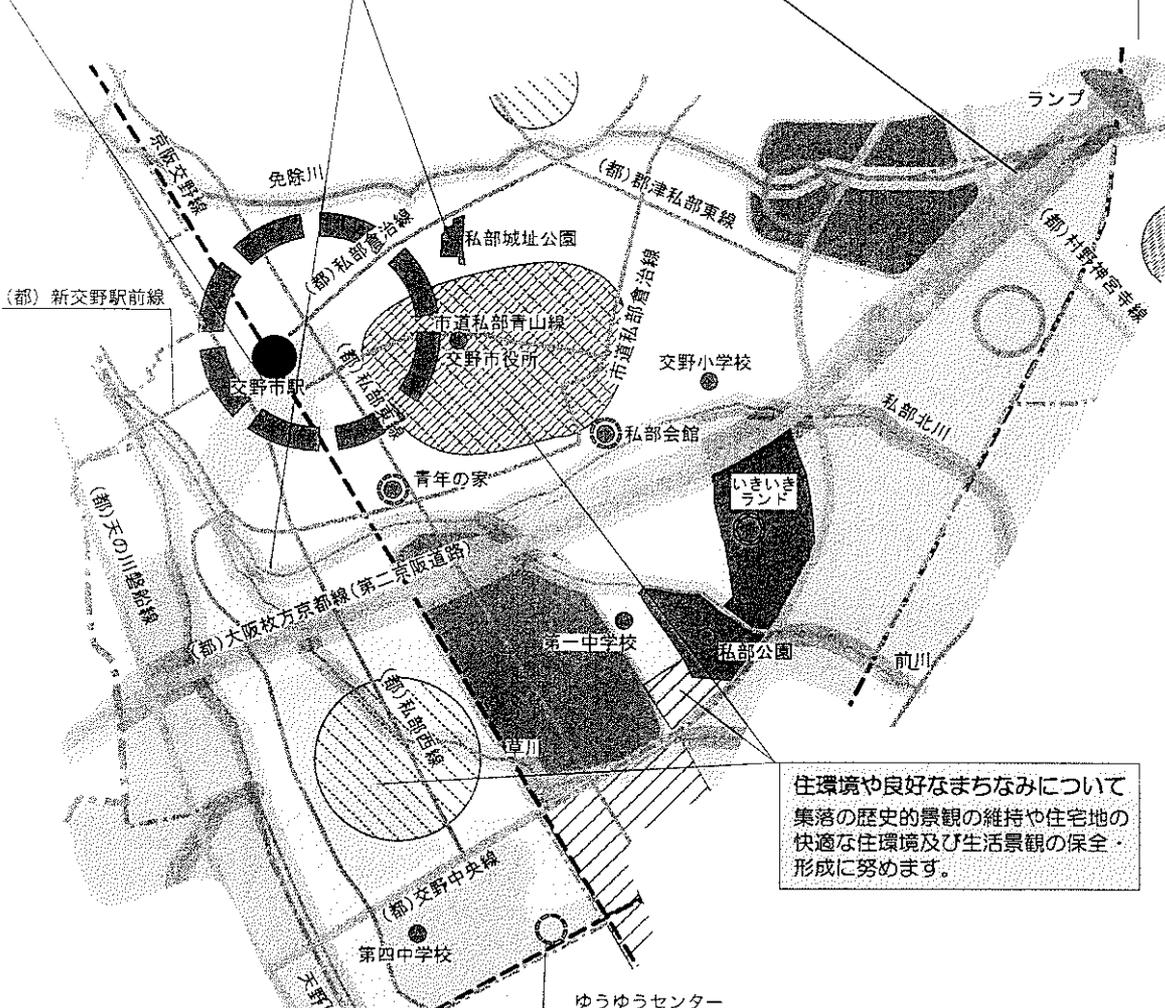
重要文化財北田家、住吉神社、私部城址、条里制跡（町通り、鳥が坪、石が坪）、私部旧集落



市の中心としての整備について  
市レベルの中心拠点として交野市  
駅周辺を位置づけ、市の中心地と  
しての整備の向上に努めます。  
また、バリアフリーにも配慮しな  
がら、駅へのアクセス道路の整備  
を図ります。

河川整備・公園等整備について  
天野が原町とその周辺における浸水  
対策に努めます。  
また、河川整備と一体として水と緑  
のネットワーク形成に努めるとも  
に、街区公園等の整備に努めます。

第二京阪道路沿道の景観について  
第二京阪道路が創り出した新たな景  
観や周辺区域の既存の景観の保全・  
形成を図ります。

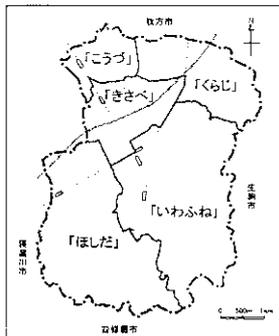


凡例		
	低層住宅地	主要な道路
	低層・中層住宅地	主たる公園、緑地
	歴史的まちなみ	主たる水辺の緑空間
	地区計画区域	山地部における
	地区計画検討区域	緑の拠点
	商業・業務系ゾーン	主要な河川、緑道
	工業・流通業務系ゾーン	市域の拠点
	田園・活力にぎわい創造ゾーン	地域の拠点・避難所等
	田園共生ゾーン	
	自然安全ゾーン	

きさべ地域のまちづくり構想図

## ほしだ地域

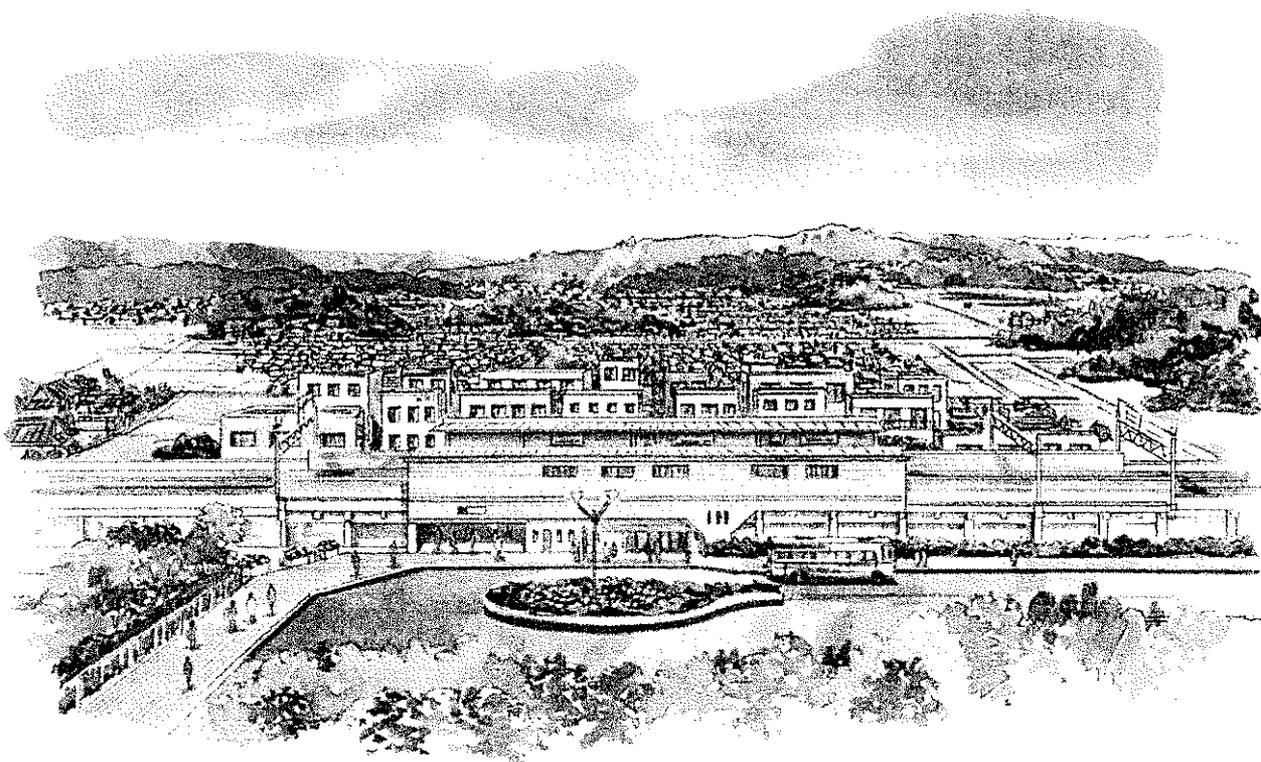
豊かな自然を背景とした歴史的なまちなみの保全と  
計画的市街地の形成を図る

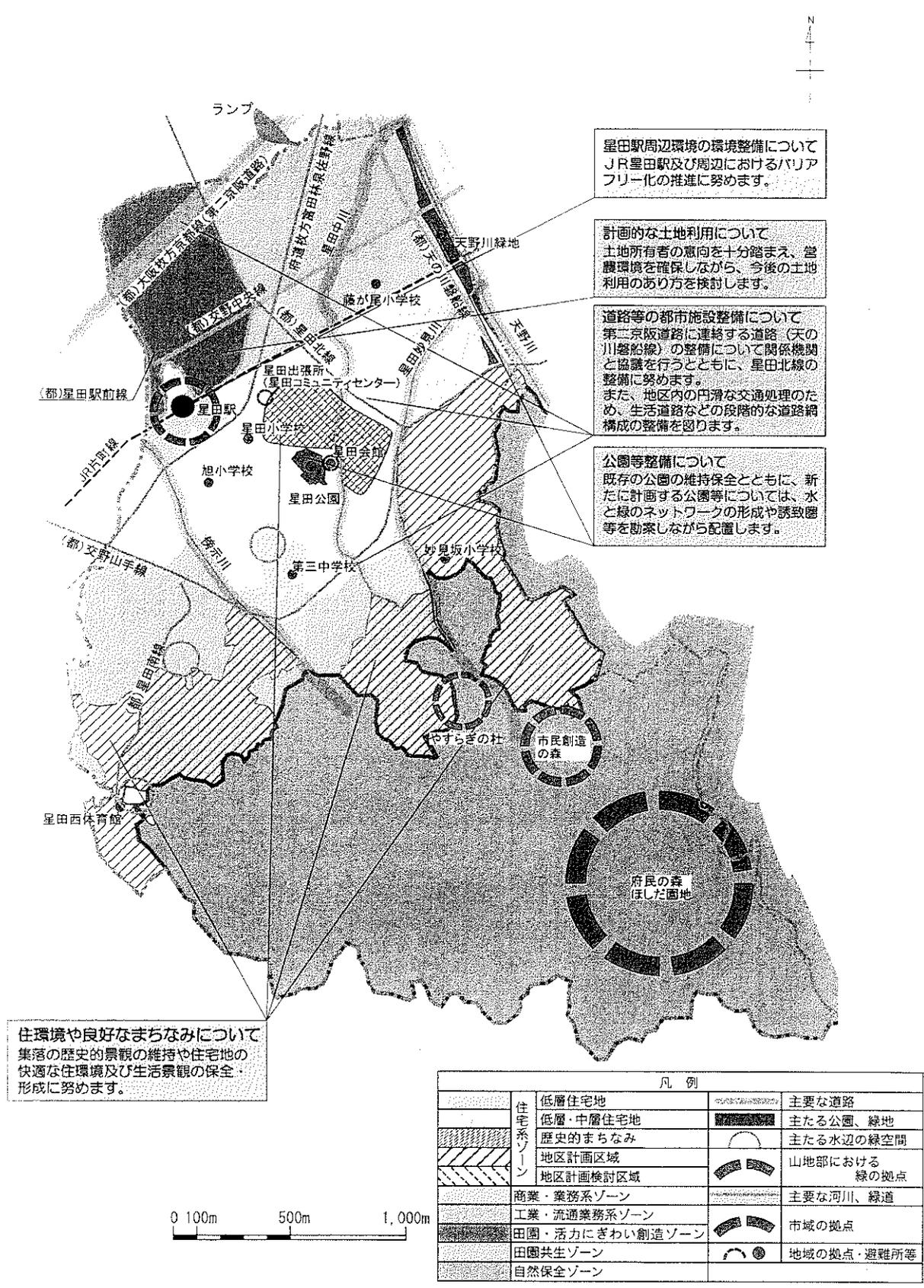


集落や都市林など、市街地の中の「交野らしさ」を大切にするまちづくりを進めます。また、地域北部の第二京阪道路沿道においては、営農環境に配慮した、計画的な市街地形成を図り、市の西部地域の拠点としてのまちづくりを進めます。

### <地域の資源>

星田妙見宮（小松神社）、星田神社、旭遺跡、星田駅北遺跡、坊領遺跡、新宮山、星の森、府民の森ほしだ園地（星のブランコ）





住環境や良好なまちなみについて  
 集落の歴史的景観の維持や住宅地の  
 快適な住環境及び生活景観の保全・  
 形成に努めます。

星田駅周辺環境の環境整備について  
 JR星田駅及び周辺におけるバリア  
 フリー化の推進に努めます。

計画的な土地利用について  
 土地所有者の意向を十分踏まえ、営  
 業環境を確保しながら、今後の土地  
 利用のあり方を検討します。

道路等の都市施設整備について  
 第二京阪道路に連絡する道路（天の  
 川船船線）の整備について関係機関  
 と協議を行うとともに、星田北線の  
 整備に努めます。  
 また、地区内の円滑な交通処理のため、生活道路などの段階的な道路網  
 構成の整備を図ります。

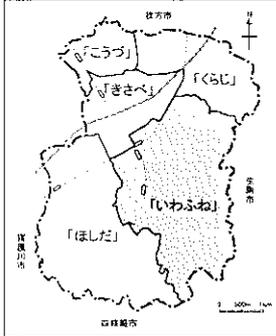
公園等整備について  
 既存の公園の維持保全とともに、新  
 たに計画する公園等については、水  
 と緑のネットワークの形成や誘致圏  
 等を勘案しながら配置します。

凡 例		
住宅系ゾーン	低層住宅地	主要な道路
	低層・中層住宅地	主たる公園、緑地
	歴史的まちなみ	主たる水辺の緑空間
地区計画区域	地区計画区域	山地部における
	地区計画検討区域	緑の拠点
商業・業務系ゾーン	商業・業務系ゾーン	主要な河川、緑道
工業・流通業務系ゾーン	工業・流通業務系ゾーン	市域の拠点
田園・活力にぎわい創造ゾーン	田園・活力にぎわい創造ゾーン	地域の拠点・避難所等
田園共生ゾーン	田園共生ゾーン	
自然保全ゾーン	自然保全ゾーン	

ほしだ地域のまちづくり構想図

## いわふね地域

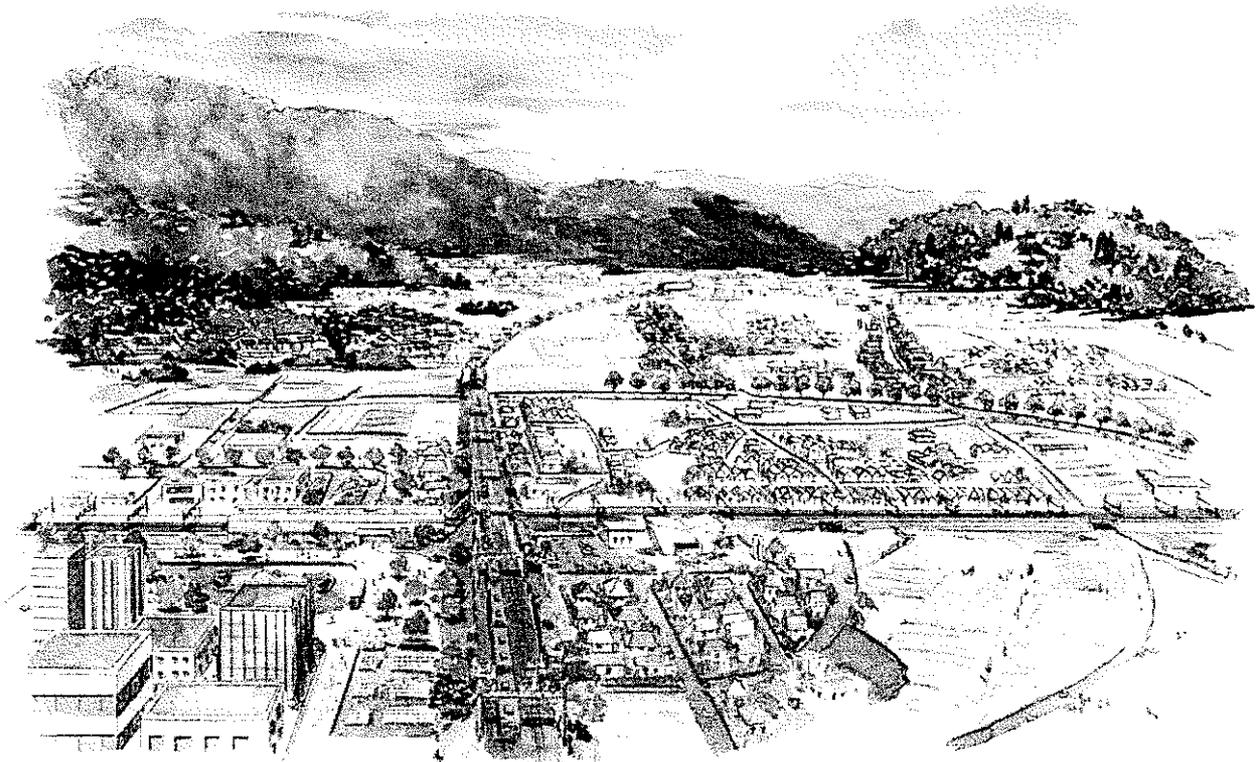
市民の財産である山地の保全と、  
魅力ある都市環境の形成を図る



恵まれた自然を大切に保全しながら、豊かな自然環境と都市的機能を身近に兼ね備えた魅力あるまちづくりを進めます。

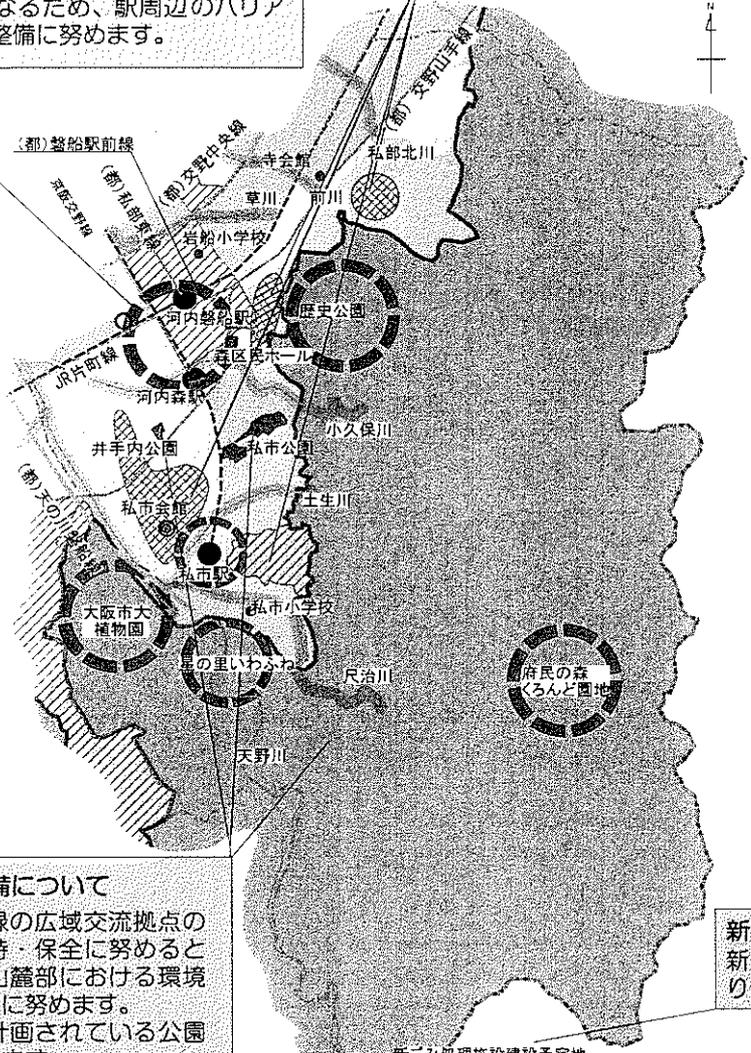
### <地域の資源>

国宝薬師如来坐像（獅子窟寺）、重要文化財阿弥陀如来立像（八葉蓮華寺）、重要文化財山添家、磐船神社、天田の宮神社、若宮神社、住吉神社、菅原神社、川東神社、古仏像収納庫（千手寺）、南山弥生時代住居遺跡、森古墳群、寺古墳群、寺南野古墳群、王の墓（獅子窟寺）、条里制跡（一条通り、条里田など）



**駅周辺整備について**  
 区画整理事業が完了した河内磐船駅北地区は、快適な都市環境の形成に努めます。  
 また、保健福祉総合センターへの最寄り駅となるため、駅周辺のバリアフリー化整備に努めます。

**住環境や良好なまちなみについて**  
 集落の歴史的景観の維持や住宅地の快適な住環境及び生活景観の保全・形成に努めます。

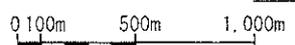


**緑、公園等の整備について**  
 山地部における緑の広域交流拠点の特性や環境の維持・保全に努めるとともに、山地・山麓部における環境保全・景観の維持に努めます。  
 また、地区内に計画されている公園の整備促進に努めます。

**新ごみ処理施設について**  
 新ごみ処理施設の整備を図ります。

**道路等都市施設整備について**  
 生活道路は緊急度などを勘案しながら、段階的に整備を図ります。

凡例			
住宅系ゾーン	低層住宅地		主要な道路
	低層・中層住宅地		主たる公園、緑地
	歴史的まちなみ		主たる水辺の緑空間
	地区計画区域		山地部における緑の拠点
商業・業務系ゾーン	地区計画検討区域		主要な河川、緑道
	商業・業務系ゾーン		主要な河川、緑道
工業・流通業務系ゾーン	工業・流通業務系ゾーン		市域の拠点
田園共生ゾーン	田園共生ゾーン		地域の拠点・避難所等
自然保全ゾーン	自然保全ゾーン		地域の拠点・避難所等



いわふね地域のまちづくり構想図



# 交野市産業振興基本計画

～つながって、強くなる～

交野市

平成26年3月

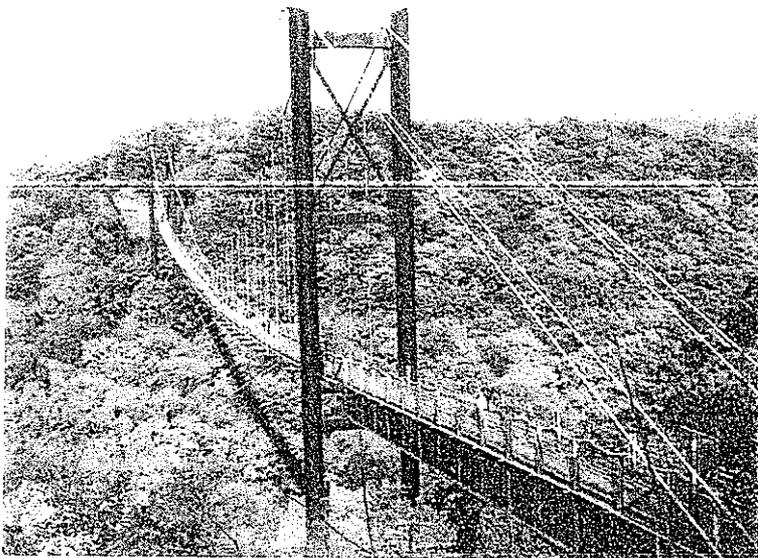
## 5 観光

本市は、府民の森ほしだ園地、府民の森くろんど園地、大阪市立大学理学部附属植物園、交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター等の自然に親しむ施設や、国宝である獅子窟寺の「木造薬師如来坐像」、国指定重要文化財である八葉蓮華寺の「木造阿弥陀如来立像」や北田家住宅等の歴史文化財が、地域に点在しております。

これらの施設等の利用者数は、平成23年で約66万人となっており、平成18年と比較すると約4万人の増加(増減率:6.5%)となっています。このうち、平成23年の府民の森ほしだ園地と府民の森くろんど園地の利用者数は、約53万人(構成比:79.6%)となっており、本市の豊かな自然環境を求めて、多くの観光客が訪れていることがわかります。

また、本市には、古来より七夕文化が継承されており、本市の中央を流れる天野川、それに架かる逢合橋、織姫を祀る神社等、七夕に関する地域資源が多く点在しています。また、7月から8月には、市内各所で七夕にまつわる行事が開催されています。

(資料：平成18年、平成23年大阪府観光統計調査基礎資料)



府民の森ほしだ園地 星のブランコ(大吊り橋)



獅子窟寺の国宝「木造薬師如来坐像」

## 2 施策体系

“つながって、強くなる” 交野の産業を創出するため、以下の施策体系にある各基本テーマに掲げる個別の取組を進めます。

基本テーマ	施策		目標
Ⅰ つながって、 「育む」 新しい交野の産業	1	人材育成の促進	① 次世代のリーダーを育てよう！
			② 学べる機会をつくろう！
	2	地域内の消費活動の促進	① 交野で取引しよう！
			② 交野で「もの」を買おう！
			③ 交野の「もの」を使おう！
	3	雇用・労働の安定	① 働きたい気持ちに応えよう！
Ⅱ つながって、 「生み出す」 新しい交野の産業	1	組織強化・連携の促進	① 組織強化、効率化を図ろう！
			② 組織間の交流をしよう！
	2	交野ブランドの創出	① 交野ブランドをつくろう！
	3	商環境の整備	① 売る場を整えよう！
	4	商品開発の促進	① 地産地消を広げよう！
			② オンリーワンの商品をつくろう！
Ⅲ つながって、 「伝える」 新しい交野の産業	1	情報発信の多様化	① 交野の「もの」を見える化 <sup>※2</sup> しよう！
			② 交野の「もの」を発信しよう！
	2	情報発信活動の促進	① 交野の「まち」を発信しよう！
			② 織姫の里として営業しよう！
Ⅳ つながって、 「賑わう」 新しい交野の産業	1	交流人口 <sup>※1</sup> の確保	① 織姫の里を使おう！
			② 観光客を呼び込もう！
	2	産業の賑わいづくり	① 顔が見える産業を広げよう！
			② 交野の産業と繋ごう！

※1 交流人口：市外からの訪問者やインターネット等の情報媒体を通じた訪問者

※2 見える化：誰もが気軽に情報として得ることができる状態に保つこと

# 基本テーマⅣ つながって、「賑わう」新しい交野の産業

## 施策1 交流人口の確保

交野に多くの人を呼び込むためには、自然環境、七夕文化、産業等の地域資源を観光資源として磨き光らせることが重要です。1つ1つのポテンシャルは小さいながらも、地域資源をネットワークを構築し、新たな価値を生み出すことで、魅力的な観光資源となり、それらを求めて交野を訪れる人の増加が期待されます。

また、交野を訪れた人が交野のまちに愛着を感じ、リピーターとなることで、「交野に住みたい」と思う人が増え、その結果、定住人口が増えることが期待されます。

そのため、本施策では、経済団体、市民活動団体、地域、市等が連携して、自然環境、七夕文化、産業等の地域資源を最大限に活用した体験型観光の構築や、「織姫が住む七夕のふるさと」を生かしたまちの賑わいづくりを進めます。

商	観	① 織姫の里を使おう！	取組時期			
			H26	H30	H35	
重点取組	広域連携によるゆるキャライベントの開催 人と人、人と「もの」との交流機会を創出するため、広域連携によるゆるキャラと特産品を集めたご当地 PR イベントを開催し、交流人口の増加による賑わいの創出や外貨獲得を目指します。					
	主な取組主体	ターゲット				
	市民、経済団体、市	市外の人				
他の取組	七夕の出会いイベント、七夕のふるさと振興事業等					
“かたのサイズ”	32 遠くから多くの人々が訪ねてきて、出会いや交流がある 43 一年を通じてイベントがあり、それがつながりあっていて面白い					



ゆるキャライベント



七夕の出会いイベント

商 農	観	② 観光客を呼び込もう！	取組時期		
			H26	H30	H35
重点取組	体験型観光プログラムの構築		→		
	交野の地域資源である自然環境、七夕文化、産業等を活用した体験型観光の仕組みを構築し、バスツアー等の誘致による観光集客を目指します。				
	主な取組主体	ターゲット			
	事業者、経済団体、市	市外の人			
	地域資源の観光資源化		→		
	自然環境、歴史文化財、古い街並み等の地域資源は、市内各地に点在します。それらの資源を磨きあげ、ネットワークを構築することによって、価値ある観光資源を確立し、観光集客による外貨獲得を目指します。				
	主な取組主体	ターゲット			
	経済団体、市	市外の人			
	観光農園の拡大化の推進(パーク化)		→		
	交野には四季を通じて、多様な農産物、とりわけ、ぶどう、いちご等の果物が生産されます。この強みを生かし、品質の向上や受入れ、供給体制の仕組みを構築・拡大化することで、より一層の集客を目指します。				
	主な取組主体	ターゲット			
	事業者、経済団体、市	市民、市外の人			
他の取組	農とのふれあい機会の提供、市民参加による農地の保全、観光客が訪れる商店街づくり、七夕の出会いイベント(再掲)、外国人観光の対応の仕組みづくり、交野百選※1事業、観光ホスピタリティの醸成(再掲)等				
“かたのサイズ”	32 遠くから多くの人々が訪ねてきて、出会いや交流がある 41 まち中に、心地よいおもてなしのしつらえや雰囲気がある 43 一年を通じてイベントがあり、それがつながりあっていて面白い 53 農とふれあう機会があり、農業が身近に感じられる 71 いろんな人が知恵を出し合って、新しいことが生まれる 72 いろんな人や事業、活動がまちの魅力向上に一役買っている 73 事業をしている人同士が連携し、事業活動を活性化している				

※1 百選：テーマに沿った事柄を100個集めたもの

# 基本テーマⅣ つながって、「賑わう」新しい交野の産業

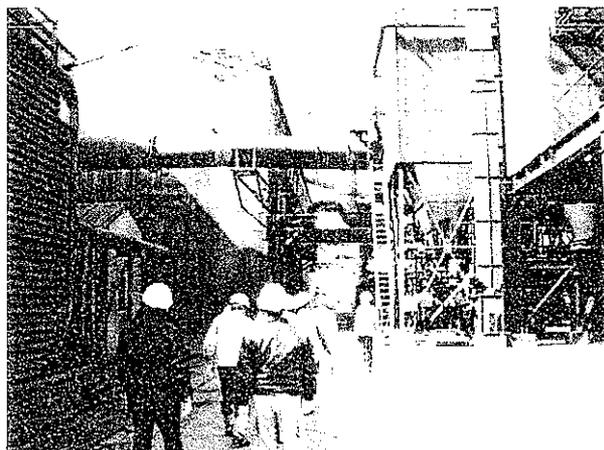
## 施策2 産業の賑わいづくり

地域産業、とりわけ、ものづくり企業は、地域の身近な雇用機会を提供する最大の産業ですが、主たる事業所は工場であるため、市民との直接的な関わりが少なく、相互理解が十分に図れていない状況にあります。

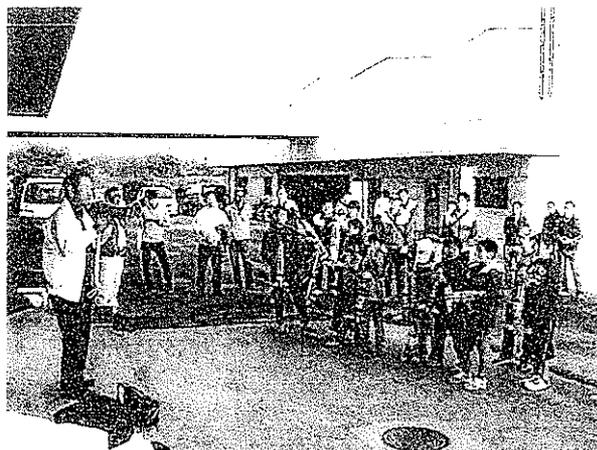
また、商店街は、量販店よりも個々の店舗の敷居が高いというイメージが消費者の意識としてあるため、商店街の消費者離れが起こっていると考えられます。

そのため、本施策では、経済団体と市が連携して、市民と事業者が交流する機会を創出し、市民と事業者の顔が見える関係を構築することで、地域産業への市民の理解を深め、経営環境の悪化の未然防止に取り組みます。

商 農	工	① 顔が見える産業を広げよう！	取組時期		
			H26	H30	H35
重点取組	産業のミュージアム化 地域産業、とりわけ、ものづくり企業と市民との交流機会を図るため、工場見学会等の開催を進め、市民の地域産業への理解を深めます。		➔		
	主な取組主体		ターゲット		
	事業者、経済団体		市民		
	産業活動と市民活動の交流促進 事業者や経済団体は、地域の一員として、積極的に地域活動への参加・支援を行い、日頃から顔が見える関係づくりを進めます。		➔		
	主な取組主体		ターゲット		
	事業者、経済団体		市民		
“かたのサイズ”		71 いろんな人が知恵を出し合って、新しいことが生まれる 72 いろんな人や事業、活動がまちの魅力向上に一役買っている 73 事業をしている人同士が連携し、事業活動を活性化している 74 暮らしに関する取り組みがビジネスを生み出している			

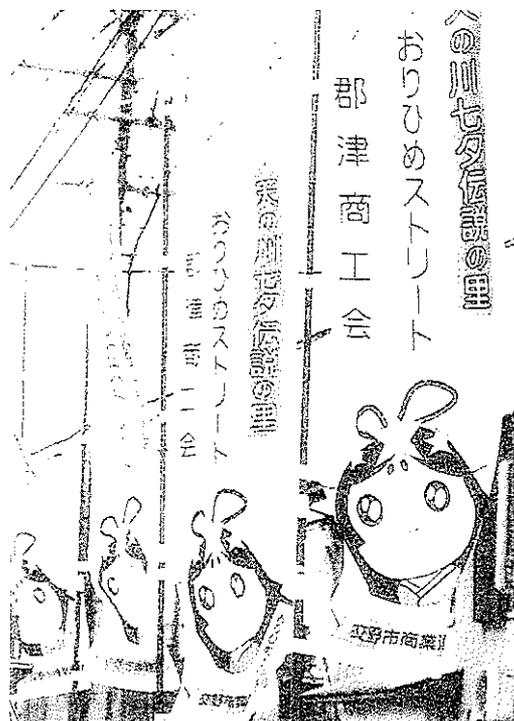


工場見学会

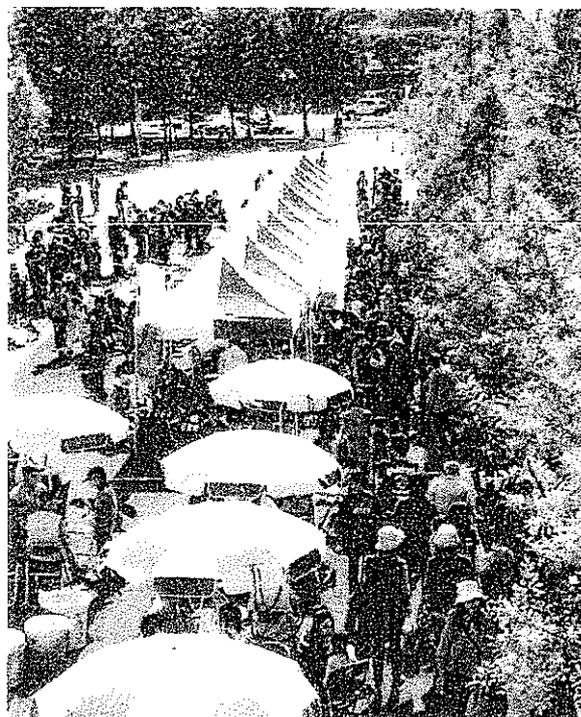


ものづくり体験

商 観	② 交野の産業と繋ごう！	取組時期		
		H26	H30	H35
重点取組	商店街のセタストリート化 商店街を「セタストリート」として構築し、「セタのふるさと」を盛り上げるにより、商店街の賑わいづくりから、消費活動へと波及させる取組を進めます。特に、7月から8月は、市内各所で開催されるセタまつりと連動して取組を進めます。			
	主な取組主体		ターゲット	
	事業者、経済団体、市		市民、市外の人	
他の取組	グルメまつりの充実、物産市の展開、商業活性化推進事業、産業活性化推進事業等			
“かたのサイズ”	32 遠くから多くの人を訪ねてきて、出会いや交流がある 41 まち中に、心地よいおもてなしのしつらえや雰囲気がある 71 いろいろな人が知恵を出し合って、新しいことが生まれている 73 事業をしている人同士が連携し、事業活動を活性化している			



商店街の賑わいづくり



物産市(交野いきいきマルシェおりひめの駅)



# 交野市地域防災計画

交野市防災会議

# 【災害予防対策編】

### 第3 文化財

実施担当	教育委員会、消防本部
------	------------

市は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

#### 1. 文化財管理体制の確立

市及び関係機関は、常に文化財の現状を把握し、弛緩、損傷・磨耗等を発見したときは、速やかに届出を受け改修するよう指示する。

#### 2. 災害予防体制の確立

市は、文化財の災害予防対策を推進する。

- (1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識の徹底
- (3) 火災に備えた、消防用設備等の整備の推進
- (4) 初期消火体制と自衛消防隊の組織化その訓練の徹底
- (5) 地域住民、防災関係機関との連携
- (6) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

#### 3. 指定文化財（抜粋）

##### (1) 仏像

指定区分	仏像名	所在地	寺院名
国宝	薬師如来坐像	大字私市2387番	普見山獅子窟寺
国重要文化財	阿弥陀如来立像	大字傍示111番	八葉蓮華寺
市指定文化財	薬師如来立像	星田1丁目21番12号	薬師寺
	十一面観音立像	星田2丁目6番7号	星田寺
	千体仏	星田1丁目21番12号	薬師寺
	聖観音立像	私市3丁目14番1号	廃千手寺
	如意輪観音坐像	私市3丁目14番1号	廃千手寺

##### (2) 建物

指定区分	建物名	所在地	備考
国重要文化財	北田家住宅	私部1丁目	
	山添家住宅	寺2丁目	

##### (3) 史跡

指定区分	史跡名	所在地	備考
府指定	交野東車塚古墳	寺南野	府立交野高校内



# 交野市業務継続計画 （交野市 BCP）

令和 2 年 3 月改訂

交 野 市

⑧教育委員会(教育委員会事務局・健やか部)

フェーズ	業務開始 目標時間	主な業務項目
フェーズ1	災害発生から 発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初動事務(表-4のとおり)、体制の確立</li> <li>○所管施設の利用者の安全確認</li> <li>○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告(本部指揮部へ)</li> <li>○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整</li> <li>○被災幼児・児童・生徒の被害調査、実態の把握</li> <li>○ライフラインの状況確認(低圧・中圧ガス・受水槽のタンク・ガスコージェネレーション)</li> </ul>
フェーズ2	発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所管施設の被害状況の把握、報告及び二次被害防止対策の実施</li> <li>○学校施設の被害調査、応急対策</li> <li>○文化財の被害調査、応急対策</li> <li>○幼保施設の被害調査、応急対策</li> <li>○社会教育施設の被害調査、応急対策</li> <li>○給食施設の被害状況の確認(ボイラー室・2階屋上・煮炊き調理室・調理実習室等)、応急対策</li> <li>○炊き出し用の物資の確認</li> <li>○食料、炊き出し資器材等の調達、避難所等への供給</li> </ul>
フェーズ3	発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急教育等の実施</li> <li>○緊急保育対策</li> <li>○代替応急教育施設の確保</li> <li>○通学路の安全点検</li> </ul>
フェーズ4	発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災教職員等の援助</li> </ul>
フェーズ5	発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学用品等の調達及び支給</li> </ul>
フェーズ6	発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員等の公務災害補償等</li> <li>○就学援助費の支給、保育料減免措置</li> </ul>

部	班	担当部・課	業務分掌
医療救護部	医療救護班	健やか部 (健康増進課) (子育て支援課) (機能支援センター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療助産活動に関すること</li> <li>2. 大阪府四條畷保健所、交野市医師会及び医療関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>3. 医薬品、医療資器材等の調達、救護所等への供給に関すること</li> <li>4. 防疫(検病等)・保健衛生に関すること</li> </ol>
福祉部	福祉班	福祉部 (福祉総務課) (生活福祉課) (障がい福祉課) (高齢介護課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難行動要支援者の安否確認、避難支援、福祉サービスに関すること</li> <li>2. 遺体の安置等に関すること</li> <li>3. 義援金の受付に関すること</li> <li>4. 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること</li> </ol>
環境部	環境班	環境部 (環境衛生課) (環境総務課) (環境事業課) (乙辺浄化センター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. し尿及びごみの収集処理に関すること</li> <li>2. し尿汲み取り業者及びごみ収集業者への協力要請並びに指導監督に関すること</li> <li>3. し尿処理施設の被害調査、応急対策に関すること</li> <li>4. 災害廃棄物等の処理に関すること</li> <li>5. 動物の保護等に関すること</li> <li>6. 防疫(消毒、鼠・昆虫の駆除等)に関すること</li> <li>7. 行方不明者の捜索に関すること</li> <li>8. 山地災害危険地区の把握に関すること</li> </ol>
住宅対策部	住宅対策班	都市計画部 (都市計画課) (開発調整課) (第二京阪道路沿道まちづくり推進室) (営繕課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宅地の防災パトロールに関すること</li> <li>2. 既存住宅地及び家屋の被害調査、応急対策に関すること</li> <li>3. 建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること</li> <li>4. 応急仮設住宅等に関すること</li> <li>5. 市営住宅の被害調査、応急対策に関すること</li> </ol>
応急対策部	応急対策班	都市整備部 (道路河川課) (緑地公園課) (下水道課) (農政課) (特定事業推進室)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防活動に関すること</li> <li>2. 災害危険個所のパトロールに関すること</li> <li>3. 道路・橋梁等の被害調査、応急対策に関すること</li> <li>4. 公園施設及び街路樹の被害調査、応急対策に関すること</li> <li>5. 道路の交通規制に関すること</li> <li>6. 道路上のがれき除去に関すること</li> <li>7. 河川・水路の被害調査、応急対策に関すること</li> <li>8. 下水道施設の被害調査、応急対策に関すること</li> <li>9. ため池の被害調査、応急対策に関すること</li> <li>10. 農地、農作物等の応急対策に関すること</li> </ol>
教育委員会	施設班	教育委員会事務局 健やか部 (こども園課) (各認定こども園)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校施設の被害調査、応急対策に関すること</li> <li>2. 文化財の被害調査、応急対策に関すること</li> <li>3. 幼保施設の被害調査、応急対策に関すること</li> <li>4. 社会施設の被害調査、応急対策に関すること</li> </ol>
	就学班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急教育(幼児・児童・生徒)に関すること</li> <li>2. 被災幼児・児童・生徒の調査、学用品の調達及び支給に関すること</li> <li>3. 応急教育施設の確保に関すること</li> </ol>
	給食班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食料、炊き出し資器材等の調達、避難所等への供給に関すること</li> <li>2. 給食施設の被害調査、応急対策に関すること</li> </ol>

教育委員会(災害応急対策業務)

担当班	業務名(事務分掌)	業務開始目標時間					
		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5	フェーズ6
施設班	1. 学校施設の被害調査、応急対策に関すること						
	学校施設の被害調査、応急対策		■				
	通学路の安全点検			■			
	2. 文化財の被害調査、応急対策に関すること						
	文化財の被害調査、応急対策		■				
	3. 幼保施設の被害調査、応急対策に関すること						
	幼保施設の被害調査、応急対策		■				
	4. 社会教育施設の被害調査、応急対策に関すること						
社会教育施設の被害調査、応急対策		■					
就学班	1. 応急教育(幼児・児童・生徒)に関すること						
	被災教職員等の援助				■		
	教職員等の公務災害補償等						■
	応急教育等の実施			■			
	緊急保育対策			■			
	就学援助費の支給、保育料減免措置						■
	2. 被災幼児・児童・生徒の調査、学用品の調達及び支給に関すること						
	被災幼児・児童・生徒の被害調査、実態の把握	■					
	学用品等の調達及び支給					■	
	3. 応急教育施設の確保に関すること						
代替応急教育施設の確保			■				
給食班	1. 食料、炊き出し資器材等の調達、避難所等への供給に関すること						
	炊き出し用の確認物資納入状況の確認		■				
	2. 給食施設の被害調査、応急対策に関すること						
	ライフラインの確認状況(低圧・中圧ガス・受水槽のタンク・ガスコージェネレーション)	■					
	施設の被害状況の確認(ボイラー室・2階屋上・煮炊き調理室・調理実習室等)	■	■				

生涯学習推進部(継続通常業務)

担当課	業務名(事務分掌)	業務開始目標時間						休止業務
		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5	フェーズ6	
社会教育課	1. 生涯学習の企画立案及び施策の推進の総合調整に関すること。							
	2. 社会教育事業の受託及び委託に関すること。							
	3. 社会教育の調査分析、統計に関すること。							
	4. 成人教育に関すること。							
	5. 文化団体、体育・スポーツ団体の育成、支援に関すること。							
	6. 文化、体育・スポーツの振興及び育成、研究に関すること。							
	7. 社会教育の企画立案及び指導助言に関すること。							
	8. 青年の家に関すること。							
	9. いわふね自然の森スポーツ・文化センターに関すること。							
	10. 教育文化会館に関すること。							
	11. 総合体育施設に関すること。							
	12. 星田西体育施設に関すること。							
	13. 私部公園及び倉治公園の管理に関すること。							
	14. 体育・スポーツ施設の整備計画及び管理に関すること。							
	15. 体育・スポーツの調査及び資料収集に関すること。							
	16. 学校体育施設開放事業及び使用料金の収納に関すること。							
	17. スポーツ推進委員に関すること。							
	18. 大阪府・北河内スポーツ少年団に関すること。							
	19. その他文化、スポーツ・体育に関すること。							
	20. 文化財保護に関すること。							
	21. 埋蔵文化財に関すること。							
	22. 伝統文化、有形、無形文化財の調査及び継承に関すること。							
	23. 交野の自然と歴史の調査に関すること。							
	24. 市史編纂及び発行に関すること。							
	25. 埋蔵文化財の発掘調査事務の受託に関すること。							



資料 4-1 交野市内指定文化財一覧

交野市

指定	分野	種別	種別2	番号	ふりがな	名称	員数	所有者	文化財所在地 (管理者)	指定 年月日	備 考
国	国宝	美術工芸品	彫刻		もくそうやくしにょらいざそう	木造 薬師如来坐像	1	獅子庵寺	交野市私市	S43.3.16	
国	重文	建造物	建築物	1734	やませえけじょうたく	山添家住宅	1	個人	交野市寺	S44.6.20	江戸 宝永2年「板礼」
国	重文	建造物	建築物	2081	きたたけじょうたく	北田家住宅	4	個人	交野市私部	S54.2.3	江戸中期
国	重文	美術工芸品	彫刻		もくそうあみたにょらいりょうそう	木造 阿弥陀如来立像	1	八葉蓮華寺	交野市佛示	S60.6.6	追加指定 (僧惠敬苑阿弥陀経等一卷及びア(梵字)阿弥陀仏宛書状等三通一枚、釈迦如来名等一卷) S62.05.06
国	登録	建造物	建築物	27-206~211	やまのけじょうたく	山野家住宅 主屋 長屋門 酒蔵一 酒蔵四 蔵 土庫	6	個人	交野市私部	H15.1.31	江戸末/大正末移
国	登録	建造物	建築物	27-447	かたのしりつきょういくふんかかいかん	交野市立教育文化会館 (旧交野無尽金融株式会社社庫)	1	交野市	交野市倉治	H19.12.5	昭和4年
国	登録	建造物	工作物	27-212	あまのかわさほうえんてい	天野川砂防堰堤	1	大阪府	交野市私市	H15.1.31	明治30年頃
国	登録	建造物	工作物	27-213	しやくじかわさほうえんてい	尺治川砂防堰堤	1	大阪府	交野市私市	H15.1.31	明治後期
国	登録	建造物	工作物	27-214	しやくじかわさほうえんてい	尺治川床固工	1	大阪府	交野市私市	H15.1.31	明治後期
府	府重美	美術工芸品	彫刻	3	かわちきさいちそうはかせきそうじしょうほさつりょうそう	河内私市惣墓 石造 地藏菩薩立像	1	私市区	交野市私市惣墓	S34.9.25	鎌倉 弘安4年銘
府	府有形	美術工芸品	考古	37	かたのむかしくるまつかこふんしゅうつどひん	交野東塚古墳出土品	1	交野市	交野市私部	H6.12.12	
府	府史跡	記念物	史跡	45	かたのむかしくるまつかこふん	交野東塚古墳		大阪府	交野市寺南野	H3.3.29	
府	府史跡	記念物	名勝	8	いわぶねきょう	磐船峽		国ほか	交野市私市	H30.3.23	
市	市有形	美術工芸品	彫刻	1	もくそうやくしにょらいりょうそう	木造 薬師如来立像	1	薬師寺保存会	交野市星田	H2.6.1	室町
市	市有形	美術工芸品	彫刻	2	もくそうじゅういちめんかんのんりょうそう	木造 十一面観音立像	1	星田寺	交野市星田	H2.6.1	平安後期
市	市有形	美術工芸品	彫刻	3	もくそうせんたいぶつ	木造 千体仏 薬師如来立像(472軀) 地藏菩薩坐像(192軀) 地藏菩薩立像(5軀) 菩薩形立像(2軀)	671	薬師寺	交野市星田	H2.6.1	室町
市	市有形	美術工芸品	彫刻	4	もくそうじょうかんのんりょうそう	木造 聖観音立像	1	私市区長	交野市私市	H4.8.1	平安後期
市	市有形	美術工芸品	彫刻	5	もくそうにょいりんかんのんざそう	木造 如意輪観音坐像	1	私市区長	交野市私市	H4.8.1	室町
市	市有形	美術工芸品	彫刻	6	はいしやくらかんげんしかんげんせきぶつぐん	虎岩會開元寺関係石仏群 石造弥勒仏坐像 摩崖三尊像 石造阿弥陀如来立像 摩崖阿弥陀三尊像 石造二尊立像	5	倉治区	交野市倉治	H14.9.1	室町
市	市有形	美術工芸品	彫刻	11	もくそうあみたにょらいりょうそう	木造 阿弥陀如来立像	1	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H19.11.1	南北朝
市	市有形	美術工芸品	書跡等	9	ほしたむらちつめちょう	星田村地誌帳	1	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H18.9.1	江戸 延宝5
市	市有形	美術工芸品	書跡等	10	ほしたむらえす	星田村絵図 元禄十年星田村絵図 天保十四年星田村絵図 星田村大絵図	3	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H18.9.1	
市	市有形	美術工芸品	考古	7	ひしやくししゅうつどほんもんこうみやうしんごんこくめいしつとぎ	獅子庵寺出土梵文光明真言刻銘 瓦質土器	1	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H12.4.1	鎌倉
市	市有形	美術工芸品	考古	8	たのじごんごんしゅうつどひん	倉治古墳群出土品	1	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H12.4.1	
市	市有形	美術工芸品	考古	13	はいしやくらかんげんししゅうつどかたけぼとけ	虎岩會開元寺出土懸仏 銅造千手観音坐像 銅造独尊坐像	2	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H19.11.1	鎌倉
市	市有形	美術工芸品	歴史	12	しほんちゅうしよくいわしみずはまなんぐらうしゅうええまき	紙本著色 石清水八幡宮放生会絵巻	2	個人	交野市森南	H19.11.1	江戸中期
市	市有形	美術工芸品	歴史	14	しんぞえいしのひ(とくかわいげやうしりくえいのひ)	神祖宮趾之碑(徳川家康宿當之碑)	1	個人	交野市星田	H22.9.1	江戸 文化3年
市	市史跡	記念物	史跡	15	きさつしやうあと	私部城跡	1	交野市土地開発公社	交野市私部	H30.10.1	



交野市刊行物一覧	備考
交野市史 自然編(Ⅰ・Ⅱ合冊)	
交野市史 復刻編	
交野市史 民俗編	
交野市史 考古編	
交野市文化財分布地図(平成30年度改訂版)	
ジュニア文化財ガイドマップ	
交野の指定文化財	
ふるさと交野を歩く 山の巻	
ふるさと交野を歩く 里の巻	
ふるさと交野を歩く 神の巻	
ひろい話1	
ひろい話2	
ひろい話3	
星田歴史風土記	
交野市民具資料収蔵目録第1集	
交野市民具資料収蔵目録第2集 農耕用具 New!	
交野市民具資料収蔵目録第3集 養蚕・漁撈用具	
交野の石造文化財Ⅰ	
交野の石造文化財Ⅱ	
古墳時代の鉄製錬・鍛冶再現実験記録	
北河内の古墳-前・中期古墳を中心に-(記録集)	
交野市の埴輪	
光通寺	
星田寺	
善通寺	
廃千手寺・廃蓮華寺	
須弥寺	
薬師寺	
加地家文書	
星田村地詰帳	
光林寺	
星田村庄屋文書	
明遍寺	
想善寺	
正行寺	
光明院	
善林寺	
松宝寺	
森村庄屋文書	
廃小松寺	
私市村役人文書	
無量光寺	
慈光寺	
中野家文書	
金澤家文書	
倉治村文書	
鎌田水論一件日記	
五畿内並近江大工杣木挽	
平成28年度交野市埋蔵文化財発掘調査概要	
平成30年度交野市埋蔵文化財発掘調査概要	
交野市文化財だより No.31	



年度	企画展他	講座・講演会他 市民＝市民文化財講座 こども＝こども体験講座 古文書＝古文書講座	その他活動
平成 6		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民：近世古文書講座</li> <li>・市民：交野の社寺一史実と伝承</li> <li>・古文書：くずし字の基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東車塚古墳出土短甲の復元作業</li> </ul>
平成 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・星の神々－信仰と伝承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：大塩平八郎一件</li> <li>・市民：古墳時代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・南山遺跡現地説明会</li> </ul>
平成 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・95/96発掘速報展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：平橋家大工組文書 ：大塩平八郎一件 ：八幡宮御遷宮割方之帳</li> <li>・市民：おりがみの文化史</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財一般公開</li> </ul>
平成 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古代交野と鉄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：須弥寺縁起 ：五機内并近江大工杣木挽御朱印旧日記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・再現古代の鉄づくりたたら</li> </ul>
平成10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昔の教科書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：加地家文書</li> <li>・市民：中世史に見る女性と宗教</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・森遺跡報告書説明会</li> </ul>
平成11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史みちひとすじ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：加地家文書「御定目」 ：加地家文書「介石記」</li> <li>・こども：土器づくりと古代米試食</li> <li>・市民：文化財を21世紀に伝える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東車塚古墳現地説明会</li> <li>・東車塚古墳調査報告会</li> <li>・指定文化財一般公開</li> </ul>
平成12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真で見るちょっと昔のかたの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：星田村庄屋文書</li> <li>・こども：勾玉づくり</li> <li>・市民：みんなで楽しむ考古学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民具のへや一般公開</li> <li>・森遺跡現地説明会</li> <li>・指定文化財一般公開</li> </ul>
平成13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団展示室（東車塚古墳）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：星田村庄屋文書 ：中野家文書</li> <li>・こども：土器の実測とカブトの復元</li> <li>・市民：正倉院文書について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民具のへや一般公開</li> <li>・重文点検パトロール</li> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・文化財事業団ホームページ開設</li> <li>・遺跡分布調査</li> <li>・鍋塚古墳調査説明会</li> </ul>
平成14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団展示室（東車塚古墳）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：江戸時代の刑法 ：大塩平八郎関連</li> <li>・こども：ひらがなのルーツ</li> <li>・市民：石の考古学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民具のへや一般公開</li> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・有池遺跡現地説明会</li> <li>・小学生展示室見学と土器製作</li> <li>・はたおり教室</li> </ul>

年度	企画展他	講座・講演会他 市民=市民文化財講座 こども=こども体験講座 古文書=古文書講座	その他活動
平成15	・文化財10年の歩み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：天筆如来について</li> <li>・こども：交野の歴史</li> <li>・市民：もの作りを通して見る交野の歴史</li> <li>・老人大学：交野の遺跡（古墳） ：交野の古寺</li> <li>・講演会：交野の山の歴史</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民具のへや一般公開</li> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・はたおり教室</li> <li>・小学校古墳見学</li> </ul>
平成16	・交野市歴史民俗資料展示室開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：中野家文書</li> <li>・こども：機織り体験ーベルト製作</li> <li>・市民：第二京阪道路の発掘調査で わかったこと</li> <li>・府民ネット：渡来人の足跡をたどって</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・はたおり教室</li> <li>・小学校古墳見学</li> <li>・小学生綿繰り体験</li> </ul>
平成17		<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：御殿跡御石碑御宮諸記</li> <li>・こども：歴史体験講座ー資料館見学</li> <li>・市民：第二京阪道路の発掘調査で わかったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はたおり教室</li> <li>・小学校古墳見学</li> <li>・小学生展示室見学</li> <li>・指定文化財一般公開</li> </ul>
平成18	ロビ展：山根街道 ：星田地区 ：ふるさと交野を歩く ー神の巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書：江戸時代の触書</li> <li>・こども：おりがみ講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はたおり教室</li> <li>・小学校古墳見学</li> <li>・小学生資料室見学</li> <li>・指定文化財一般公開</li> </ul>
平成19	・交野市の指定文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書古文書：森村庄屋文書 ：八幡宮御遷宮割方之帳</li> <li>・こども：七夕おりがみ講座</li> <li>・市民：北河内の古墳</li> <li>・石仏ツアー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はたおり教室</li> <li>・小学校古墳見学</li> <li>・小学生資料室見学</li> <li>・指定文化財一般公開</li> </ul>
平成20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レトロでモダンな近代建築</li> <li>・交野市の指定文化財展</li> <li>・郷土かるた原画展</li> <li>・おひなさま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シリーズで学ぶ交野の歴史</li> <li>・こども：草木染めと布ぞうり</li> <li>・古文書：鎌田水論一件日記</li> <li>・市民：近代建築散策と教育文化会館 の活用に向けて</li> <li>・歴史解説ボランティアと歩く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・はたおり教室</li> <li>・小学生資料室見学</li> <li>・文化財パトロール</li> <li>・和わたプロジェクト</li> </ul>
平成21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘！発見！緑立つ道 ー第二京阪道路建設予定地 の発掘成果ー</li> <li>・はたおり教室作品展と 和わたプロジェクト</li> <li>・交野市の指定文化財展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポ：発掘！発見！緑立つ道 ヤマト政権の生産基盤 を掘る！</li> <li>・こども：昔懐かしい遊び</li> <li>・古文書：私市村千手寺関連</li> <li>・歴史解説ボランティアと歩く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・はたおり教室</li> <li>・小学生資料室見学</li> <li>・和わたプロジェクト</li> <li>・文化財パトロール</li> </ul>

年度	企画展他	講座・講演会他 市民=市民文化財講座 こども=こども体験講座 古文書=古文書講座	その他活動
平成22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おひなさま</li> <li>・交野が原の須恵器展</li> <li>・伊勢型紙の世界</li> <li>・交野市の指定文化財展</li> <li>・ちょっとエコな道具たち</li> <li>・交野市の指定文化財展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡見学会「徳川家康と交野」</li> <li>・こども：型紙作りとハンカチ染色</li> <li>・古文書：権現様由緒書 御殿跡御石碑御宮諸記</li> <li>・市民：徳川家康と知恩院一公家文化 の受容を中心に</li> <li>・歴史解説ボランティアと歩く 一かるたウォーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はたおり教室</li> <li>・小学生資料室見学</li> <li>・小学生体験学習</li> <li>・和わたプロジェクト</li> <li>・文化財パトロール</li> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・新市指定文化財現地説明会</li> </ul>
平成23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交野市の指定文化財展</li> <li>・星の伝説と信仰</li> <li>・ちょっとエコな民具たち 一紙のリサイクル展一</li> <li>・交野市の瓦</li> <li>・おひなさま</li> <li>・はたおり教室10周年作品展 と和わたプロジェクト成果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡探検ツアーと考古学教室</li> <li>・市民：私部城一その歴史と構造</li> <li>・こども：発掘体験 ：ダンボール機でコースター</li> <li>・ミニ講座：渋紙でしおり 和綴じ本作り はまぐり雛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はたおり教室</li> <li>・小学生資料室見学</li> <li>・小学生体験学習</li> <li>・和わたプロジェクト</li> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・私部城現地説明会</li> <li>・文化財パトロール</li> </ul>
平成24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交野市の指定文化財展</li> <li>・交野郷土史かるた原画展</li> <li>・ちょっと昔の米作り</li> <li>・私部城跡調査速報展</li> <li>・おひなさま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども：身近な草で布を染める</li> <li>・市民：腰機の歴史</li> <li>・市民：天下再興の戦いと私部城 私部城跡見学とミニ講座</li> <li>・歴史解説ボランティアと歩く 一地名探訪一</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生資料室見学</li> <li>・小学生体験学習</li> <li>・和わたプロジェクト</li> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・文化財パトロール</li> </ul>
平成25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交野市の指定文化財展</li> <li>・編むと織る</li> <li>・私部城跡調査速報展</li> <li>・おひなさま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポ：河内の堅城 私部城 一国史跡を目指して一</li> <li>・私部城跡見学とミニ講座</li> <li>・歴史解説ボランティアと歩く 一地名探訪一</li> <li>・こども：コースターを編む</li> <li>・ミニ講座：折形と水引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生資料室見学</li> <li>・小学生体験学習</li> <li>・和わたプロジェクト</li> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・文化財パトロール</li> </ul>
平成26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポット展：本のムシ</li> <li>・倉治の履歴書一金沢家 文書から見る歴史一</li> <li>・交野市の指定文化財展</li> <li>・スポット展：石清水八幡 宮放生会絵巻を読み解く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども：組紐でストラップ ：拓本をとろう</li> <li>・市民：社寺建築のみどころ</li> <li>・ギャラリートーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生資料室見学</li> <li>・小学生体験学習</li> <li>・和わたプロジェクト</li> <li>・指定文化財一般公開</li> </ul>

年度	企画展他	講座・講演会他 市民=市民文化財講座 こども=こども体験講座 古文書=古文書講座	その他活動
平成27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交野市の指定文化財展</li> <li>・発掘調査速報展—交野山石切場跡・岩倉開元寺跡—</li> <li>・昔のくらし—養蚕用具を中心に—</li> <li>・おひなさま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民：百舌鳥・古市古墳群—大阪発の世界遺産登録を目指して—</li> <li>・ギャラリートーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・体験学習</li> <li>・出前授業</li> <li>・和わたプロジェクト</li> </ul>
平成28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交野市の指定文化財展</li> <li>・交野の戦国時代</li> <li>・交野の鬼瓦</li> <li>・機織り教室作品展</li> <li>・スポット展：交野で読まれた『暮らしの手帖』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民：私部城と北河内の地域構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・坊領遺跡現地説明会</li> <li>・体験学習</li> <li>・出前授業</li> <li>・和わたプロジェクト</li> </ul>
平成29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定文化財展（前期）</li> <li>・市指定文化財展（後期）</li> <li>・後家が城とその記憶—歴史資料からみる私部城と安見氏—</li> <li>・むかしのあそび</li> <li>・スポット展：ご近所の遺跡—私部南遺跡—</li> <li>・スポット展：享保雛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民：信長上洛と私部城</li> <li>・歴史体験講座：古代のベルトをつくろう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・ノルディックで指定文化財を歩く</li> <li>・体験学習</li> <li>・出前授業</li> </ul>
平成30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天野川左岸の古代遺跡—坊領遺跡の調査から—</li> <li>・市指定文化財記念「私部城とその周辺」</li> <li>・おひなさま</li> <li>・機織り教室作品展「一絁—」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民：いま、甦る！！私部城</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書合宿調査</li> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・体験講座</li> </ul>
平成31 令和元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定文化財展</li> <li>・古文書にみる倉治</li> <li>・安見一族と城</li> <li>・ちょっと昔の交野～明治・大正・昭和のキモノ～</li> <li>・スポット展：おひなさま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民：安見一族と城</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書合宿調査</li> <li>・指定文化財一般公開</li> <li>・星田北・駅北発掘調査説明会</li> </ul>





交野市文化財保存活用地域計画協議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、交野市文化財保存活用地域計画協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文化財保存活用地域計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
- (2) 認定文化財保存活用計画の実態に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他地域計画等に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財の所有者
- (2) 学識経験者
- (3) 商工団体関係者
- (4) 観光団体関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生涯学習推進部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 交野市文化財保存活用地域計画協議会委員名簿

区分	氏名	任期	備考（所属、役職等）
文化財所有者	よしかわ ほうめい 吉川 峰明	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日	普見山獅子窟寺住職 (国宝薬師如来坐像所有者)
学識経験者	あみ のぶや 網 伸也	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日	近畿大学文芸学部 文化・歴史学科 教授
	おくの かずお 奥野 和夫	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日	大阪府文化財愛護推進委員
商工団体関係者	にしかわ としお 西川 登志雄	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日	交野市商業連合会会長
観光団体関係者	ますだ めぐみ 榊田 恵	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日	交野市星のまち観光協会
関係行政機関の 職員	つちや みづほ 土屋 みづほ	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日	大阪府教育庁文化財保護課 総括主査
	まつうら しんたろう 松浦 新太郎	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日	交野市企画財政部 政策企画課長
	やまぐち かずや 山口 一也	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日	交野市総務部 地域振興課長
その他教育委員会 が適当と認める者 (市民委員)	すぎおか けいじ 杉岡 啓治	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日	交野市民代表
	ひらせ のりこ 平瀬 訓子	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日	交野市民代表

(令和2年7月1日現在)



その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

本条（一部改正）（昭和十九年五月法律三三〇号）、三項（削除）（昭和四十二年七月三十一日法律二六〇号）、三項（一部改正）（昭和四十二年六月法律九九号）、二項（一部改正）（昭和四十二年五月法律四九号）、三項（一部改正）（平成二十二年二月法律二六〇号）、四九八条（継承）（平成二六年五月法律六〇号）。

（地方債についての配慮）

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

本条（一部加）（昭和九〇年七月法律四九号）、四九八条の四（継承）（平成二七年七月法律八七号）、四九八条の三（継承）（平成二六年九月法律六〇号）。

一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

二 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第二項に規定する協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財保護審議会及び当該協議会、第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第二項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（文化財保存活用大綱）

第百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

本条（追加）（平成三〇年六月法律四二号）。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第二項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

（文保一四九）

（文保一四九）

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

本条（追加）（平成三〇年六月法律四二号）。

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

本条十五加(平成三〇年六月法律四三)

(文化財の登録の提案)

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定(前条第二項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第三項及び第三項において同じ。)を受けた文化財保存活用地域計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。)の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第二項、第九十条第二項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第二項、第九十条第一項又は第百三十二条第二項の規定による登録をしないこと

としたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

本条十五加(平成三〇年六月法律四三)

(認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴取)  
第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

本条十五加(平成三〇年六月法律四三)

(認定の取消し)

第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の二第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

本条十五加(平成三〇年六月法律四三)

(市町村への助言等)

第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

(文保(四九))

2 同は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

本条十五加(平成三〇年六月法律四三)

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該市町村の区域をその区域を含む都道府県
- 三 文化財保護法

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

本条十五加(平成三〇年六月法律四三)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項、第八十三条、第百三十二条第二項(第百七十二条第五項で適用する場合を含む。))及び第百七十二条第五項で適用する場合を含む。、第三十七、第四、第四十六、第七、第七十四、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百、第一百零一、第一百零二、第一百零三、第一百零四、第一百零五、第一百零六、第一百零七、第一百零八、第一百零九、第一百一十、第一百一十一、第一百一十二、第一百一十三、第一百一十四、第一百一十五、第一百一十六、第一百一十七、第一百一十八、第一百一十九、第一百二十、第一百二十一、第一百二十二、第一百二十三、第一百二十四、第一百二十五、第一百二十六、第一百二十七、第一百二十八、第一百二十九、第一百三十、第一百三十一、第一百三十二、第一百三十三、第一百三十四、第一百三十五、第一百三十六、第一百三十七、第一百三十八、第一百三十九、第一百四十、第一百四十一、第一百四十二、第一百四十三、第一百四十四、第一百四十五、第一百四十六、第一百四十七、第一百四十八、第一百四十九、第一百五十、第一百五十一、第一百五十二、第一百五十三、第一百五十四、第一百五十五、第一百五十六、第一百五十七、第一百五十八、第一百五十九、第一百六十、第一百六十一、第一百六十二、第一百六十三、第一百六十四、第一百六十五、第一百六十六、第一百六十七、第一百六十八、第一百六十九、第一百七十、第一百七十一、第一百七十二、第一百七十三、第一百七十四、第一百七十五、第一百七十六、第一百七十七、第一百七十八、第一百七十九、第一百八十、第一百八十一、第一百八十二、第一百八十三、第一百八十四、第一百八十五、第一百八十六、第一百八十七、第一百八十八、第一百八十九、第一百九十、第一百九十一、第一百九十二、第一百九十三、第一百九十四、第一百九十五、第一百九十六、第一百九十七、第一百九十八、第一百九十九、第二百